改正案 **別紙様式第1号**(第18条第1項関係)
(略)
(略)
第1 第 期中(年 月 日から 日まで) 中間事業概況書
1~3(略)

4 株主の状況

# # # N # #!	Id N/	ф.I Л
氏名又は名称	所 有 株 式 数	割合
	千株	%
その他の株主(名)		
計 (名)		100

(記載上の注意)

所有株式数の多い順に10名を記載し、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、銀行が二以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る 議決権の個数の多い順に10名を併せて記載すること。

5 • 6 (略)

第2 第 期中(年 月 日現在)中間貸借対照表

(単位:百万円)

1	科目	金額	科目	金額
	(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

- (3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2第1項に規定する事項。この場合において、同項第4号ハ中「当該事業年度の翌事業年度以降」とあるのは、「当該事業年度」と読み替えるものとする。(ただし、当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計方針の変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計方針との間に相違がみられるときは、その旨を注記することで足りる。また、同項第3号並びに第4号ロ及びハに掲げる事項については、記載すべき事項が中間連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。)
- (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3 第1項に規定する事項(ただし、同項第2号に掲げる事項については、記載すべき事項が

別紙様式第1号(第18条第1項関係)

(日本工業規格A4)

(略)

現行

 第1
 第 期中 (年 月 日から) 中間事業概況書

 年 月 日まで)

 $1 \sim 3$ (略)

4 株主の状況

氏名又は名称	所 有 株 式 数	割合
	千株	%
その他の株主(名)		
計 (名)		100

(記載上の注意)

持株数の多い順に10名を記載すること。

5 · 6 (略)

第2 第 期中(年 月 日現在)中間貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間会計期間の直前の事業年度に係る 財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間 会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続 との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸 表に与えている影響の内容
- __ 表示方法を変更したときは、その内容

(新設)

改正案

中間連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するとき は、当該事項の記載を要しない。)

- (5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則 第102条の4に規定する事項。この場合において、同条第3号中「当該事業年度の翌事業 年度以降」とあるのは、「当該事業年度」と読み替えるものとする。
- (6) 誤 の訂正 (会社計算規則第 2 条第 3 項第 64 号に規定する誤 図の訂正をいう。以下 同じ。)を行った場合には、誤 図の訂正に関する同規則第 102 条の 5 に規定する事項 (7)~(15) (略)
- (16) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。)
 - ___ 1株当たりの純資産額(銭単位)
 - 型行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

<u>(17)</u>~<u>(22)</u> (略)

2 · 3 (略)

 第3
 第 期中 (年 月 日から) 中間損益計算書

 年 月 日から) 中間損益計算書

(単位:百万円)

	(12:77)
科目	金額
(略)	(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式 の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分 割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整 後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

(単位:百万円)

	科	目	金	額
株主資本				
資本金				

現行

(新設)

(新設)

(4)~(12) (略)

(13) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。)

 $(14)\sim(19)$ (略) $2 \cdot 3$ (略)

(単位:百万円)

科目	金額
(略)	(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。

	科	I	金	額
株主資本				
資本金				

改正案		現行		
当期首残高	×××	前期末残高	×××	
当中間期変動額		当中間期変動額		
(略)	(略)	(略)	(略)	
資本準備金		資本準備金		
当期首残高	×××	前期末残高	××:	
当中間期変動額		当中間期変動額		
(略)	(略)	(略)	(略)	
その他資本剰余金		その他資本剰余金		
当期首残高	×××	前期末残高	××	
当中間期変動額		当中間期変動額		
(略)	(略)	(略)	(略)	
資本剰余金合計		資本剰余金合計		
当期首残高	×××	前期末残高	××	
当中間期変動額		当中間期変動額		
(略)	(略)	(略)	(略)	
利益準備金		利益準備金		
当期首残高	×××	前期末残高	××	
当中間期変動額		当中間期変動額		
(略)	(略)	(略)	(略)	
××積立金		××積立金		
当期首残高	×××	前期末残高	××	
当中間期変動額		当中間期変動額		
(略)	(略)	(略)	(略)	
繰越利益剰余金		繰越利益剰余金		
当期首残高	×××	前期末残高	××	
 当中間期変動額		当中間期変動額		
(略)	(略)	(略)	(略)	
利益剰余金合計		利益剰余金合計		
当期首残高	×××	前期末残高	××	
当中間期変動額		当中間期変動額		
(略)	(略)	(略)	(略)	
自己株式		自己株式		
当期首残高	×××	前期末残高	××:	
当中間期変動額		当中間期変動額		
(略)	(略)	(略)	(略)	
株主資本合計		株主資本合計		
当期首残高	×××	前期末残高	××	
当中間期変動額		当中間期変動額		

改正案	
(略)	(略)
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	××>
当中間期変動額	
(略)	(略)
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)
土地再評価差額金	
当期首残高	××
当中間期変動額	
(略)	(略)
評価・換算差額等合計	
<u>当期首残高</u>	××
当中間期変動額	
(略)	(略)
新株予約権	
当期首残高	××
当中間期変動額	
(略)	(略)
純資産合計	
<u>当期首残高</u>	××
当中間期変動額	
(略)	(略)
-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、<u>当事業年度期首残高</u>、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、<u>当事業年度期首残高</u>、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 6 · 7 (略)
- 8 <u>遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤認</u> の訂正をした場合にあつては、当期首残高に対する影響額を注記すること。

(以下略)

2214	
(略)	(略)
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)
土地再評価差額金	
前期末残高	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)
評価・換算差額等合計	
前期末残高	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)
新株予約権	
前期末残高	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)
純資産合計	
前期末残高	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)

現行

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、<u>前事業年度末残高</u>、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、<u>前事業年度末残高</u>、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

6·7 (略)

(新設)

(以下略)

改正案 **別紙様式第1号の2**(第18条第1項関係)

(略)

(第1 第 期中(年 月 日から 日まで) 中間事業概況書
1~3 (略)

4 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合
	千株	%
その他の株主(名)		
計 (名)		100

(記載上の注意)

所有株式数の多い順に 10 名を記載し、会社法施行規則第 67 条第1項の規定により議決権 を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、銀行が二以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る 議決権の個数の多い順に10名を併せて記載すること。

5 • 6 (略)

第2 第 期中(年 月 日現在)中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金額	科目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

- (3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2第1項に規定する事項。この場合において、同項第4号ハ中「当該事業年度の翌事業年度以降」とあるのは、「当該事業年度」と読み替えるものとする。(ただし、当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計方針の変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計方針との間に相違がみられるときは、その旨を注記することで足りる。また、同項第3号並びに第4号ロ及びハに掲げる事項については、記載すべき事項が中間連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。)
- (4) 表示方法の変更を行った場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3 第1項に規定する事項(ただし、同項第2号に掲げる事項については、記載すべき事項が 中間連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するとき

(日本工業規格A4) **別紙様式第1号の2**(第18条第1項関係)

(日本工業規格A4)

(略)

現行

 第 期中
 年 月 日から 中間事業概況書

 $1 \sim 3$ (略)

4 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合
	千株	%
その他の株主(名)		
計 (名)		100

(記載上の注意)

持株数の多い順に10名を記載すること。

5 · 6 (略)

第2 第 期中(年 月 日現在)中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金額	科目	金額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
- 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- 表示方法を変更したときは、その内容

(新設)

改正案

は、当該事項の記載を要しない。)

- (5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則 第102条の4に規定する事項。この場合において、同条第3号中「当該事業年度の翌事業 年度以降」とあるのは、「当該事業年度」と読み替えるものとする。
- (6) 誤 の訂正 (会社計算規則第 2 条第 3 項第 64 号に規定する誤 図 の訂正をいう。以下 同じ。)を行った場合には、誤 図 の訂正に関する同規則第 102 条の 5 に規定する事項 (7)~(15) (略)
- (16) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。)
 - ____1株当たりの純資産額(銭単位)
 - 型行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

<u>(17)</u>~<u>(22)</u> (略)

2 • 3 (略)

 第3
 第 期中 (年 月 日から) 中間損益計算書

 年 月 日まで)

(単位:百万円)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
科目	金額
(略)	(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式 の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分 割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整 後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

(単位:百万円)

	科	目	金	額
株主資本				
資本金				
当期首残高				×××

現行

(新設)

(新設)

(<u>4</u>)~<u>(12)</u> (略)

(13) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。)

(<u>14</u>)~<u>(19)</u> (略) 2・3 (略)

(単位:百万円)

	(1) [1]
科目	金額
(略)	(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純 利益金額を銭単位で注記すること。

 第4
 第 期中 (年 月 日から) 中間株主資本等変動計算書

 年 月 日まで)

				(
	科	目	金	額
株主資本				
資本金				
前期末残高	<u>.</u>			×××

改正案		現行				
当中間期変動額		当中間期変動額				
(略)	(略)	(略)	(略)			
資本準備金		資本準備金				
当期首残高	×××	前期末残高	×××			
当中間期変動額		当中間期変動額				
(略)	(略)	(略)	(略)			
その他資本剰余金		その他資本剰余金				
当期首残高	×××	前期末残高	×××			
当中間期変動額		当中間期変動額				
(略)	(略)	(略)	(略)			
資本剰余金合計		資本剰余金合計				
当期首残高	×××	前期末残高	×××			
当中間期変動額						
(略)	(略)	(略)	(略)			
利益準備金		利益準備金				
当期首残高	×××	前期末残高	×××			
当中間期変動額		当中間期変動額				
(略)	(略)	(略)	(略)			
××積立金	,	××積立金				
当期首残高	×××	前期末残高	×××			
		当中間期変動額				
(略)	(略)	(略)	(略)			
繰越利益剰余金		繰越利益剰余金				
当期首残高	×××	前期末残高	×××			
		当中間期変動額				
(略)	(略)	(略)	(略)			
利益剰余金合計		利益剰余金合計				
当期首残高	×××	前期末残高	×××			
当中間期変動額		当中間期変動額				
(略)	(略)	(略)	(略)			
自己株式		自己株式				
当期首残高	×××	前期末残高	×××			
当中間期変動額		当中間期変動額				
(略)	(略)	(略)	(略)			
株主資本合計	V°H7	株主資本合計	7547			
当期首残高	×××	前期末残高	×××			
当中間期変動額		当中間期変動額	^^^			
(略)	(昭各)	(略)	(略)			

改正案	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)
土地再評価差額金	
当期首残高	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)
評価・換算差額等合計	
当期首残高	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)
新株予約権	
当期首残高	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)
純資産合計	
<u>当期首残高</u>	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、<u>当事業年度期首残高</u>、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、<u>当事業年度期首残高</u>、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

6·7 (略)

8 <u>遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤認</u> の訂正をした場合にあつては、当期首残高に対する影響額を注記すること。

その他有価証券評価差額金	
前期末残高	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)
土地再評価差額金	
前期末残高	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)
評価・換算差額等合計	
前期末残高	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)
新株予約権	
前期末残高	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)
純資産合計	
前期末残高	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)

現行

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、<u>前事業年度末残高</u>、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、<u>前事業年度末残高</u>、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

6 · 7 (略)

(新設)

(以下略)

(以下略)

 改正案

 別紙様式第2号 (第18条第1項関係)
 (日本工業規格A4)

 (略)
 (略)
 (単位:百万円)

 科目金額
 科目金額

 (略)
 (略)

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

- (3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2 第1項に規定する事項。この場合において、同項第4号ハ中「当該事業年度の翌事業年度 以降」とあるのは、「当該事業年度」と読み替えるものとする。(ただし、当該中間会計期 間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計方針の変更が行われており、当該中 間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計方針との間に相違が みられるときは、その旨を注記することで足りる。)
- (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3 第1項に規定する事項
- (5) 会計上の見積りの変更を行った場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則 第102条の4に規定する事項。この場合において、同条第3号中「当該事業年度の翌事業 年度以降」とあるのは、「当該事業年度」と読み替えるものとする。
- (6) 誤 の訂正 (会社計算規則第 2 条第 3 項第 64 号に規定する誤 認 の訂正をいう。以下 同じ。)を行つた場合には、誤 認 の訂正に関する同規則第 102 条の 5 に規定する事項 (7)~(18) (略)

2 · 3 (略)

第3 (年 月 日から) 中間損益計算書 年 月 日まで)

(単位:百万円)

											,	1 1	• 🖂	/ • 1 •
		科			▤			金	È		額			
			(略	各)						(略)				
中	ŀ	間	糸	É	利		益					×	×	×
(又	ţ	中『	引 純	損	失	:)							
繰	越利	监 剰	余 金	き(当	期 讠	1 残	高)					×	×	×
利	益	準	備	金	積	<u>\f\</u>	額					×	×	×
利	益	準	備	金	取	崩	額					×	×	×
本	店		^	\mathcal{O}	3	送	金					×	×	×
			(昭	各)						(略)				

別紙様式第2号(第18条第1項関係)

(日本工業規格A4)

(略)

現行

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金 額
(略)	(略)	(略)	

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
- 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- 表示方法を変更したときは、その内容

(新設)

(新設)

(新設)

<u>(4)</u>~<u>(15)</u> (略)

2 • 3 (略)

第3 (年 月 日から) 中間損益計算書 年 月 日まで) 中間損益計算書

		#	計		E	1			金	額			
				(略)				(略)				
中		間		純		利		益			×	×	;
(又	は	中	間	純	損	失)					
前	期	繰	越	利	益	剰	余	金			×	×	:
利	益	準	備	Ħ	金	積	<u> </u>	額					
利	益	準	備	Ħ	金	取	崩	額					
本	J	吉	\sim		\mathcal{O}	ij	叁	金			×	×	:
	(略)								(略)				

改正案	現行
(記載上の注意) 1~3 (略) 4 遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤 蓼 の 訂正をした場合にあつては、繰越利益剰余金(当期首残高)に対する影響額を注記すること。	(記載上の注意) 1~3 (略) (新設)

改正案 **別紙様式第2号の2**(第18条第1項関係)
(略)
(略)
(第2 年 月 日現在中間貸借対照表
(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(略)	(略)	(略)	

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

- (3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2 第1項に規定する事項。この場合において、同項第4号ハ中「当該事業年度の翌事業年度 以降」とあるのは、「当該事業年度」と読み替えるものとする。(ただし、当該中間会計期 間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計方針の変更が行われており、当該中 間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計方針との間に相違が みられるときは、その旨を注記することで足りる。)
- (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第 102 条の 3 第 1 項に規定する事項
- (5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則 第102条の4に規定する事項。この場合において、同条第3号中「当該事業年度の翌事業 年度以降」とあるのは、「当該事業年度」と読み替えるものとする。
- (6) 誤 の訂正 (会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤 の訂正をいう。以下 同じ。)を行つた場合には、誤 図の訂正に関する同規則第102条の5に規定する事項 (7)~[18] (略)

2 · 3 (略)

第3 (年 月 日から) 中間損益計算書 年 月 日まで)

(単位:百万円)

								, ,		
	科	ŀ	目			金	額			
		(略)				(略)				
中	間	純	į	利	益			×	×	×
(又は	中間	純	損失	.)					
繰	越利益剰	余金((当期	首 残	高)			×	×	×
利	益 準	備	金積	拉道	額			×	×	×
利	益 準	備	金 取	崩	額			×	×	x
本	店	^	\mathcal{O}	送	金			×	×	×
		(略)				(略)				

(日本工業規格A4) **別紙様式第2号の2**(第18条第1項関係)

(日本工業規格A4)

(略)

現行

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(略)	(略)	(略)	

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
- 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間会計期間の直前の事業年度に係る 財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間 会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続 との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸 表に与えている影響の内容
- 表示方法を変更したときは、その内容

(新設)

(新設)

(新設)

(<u>4</u>)~<u>(15)</u> (略)

2 · 3 (略)

第3 (年 月 日から) 中間損益計算書 年 月 日まで) 中間損益計算書

		1	학		E	1			金額			
				(略)				(略)			
中		間		純		利		益		×	×	×
(又	は	中	間	純	損	失)				
前	期	繰	越	利	益	剰	余	金		×	×	×
利	益	準	備	i	金	積	<u>\f\</u>	額				
利	益	準	俌	Ħ	金	取	崩	額				
本	J	吉	\sim		\mathcal{O}	ì	<u>关</u>	金		×	×	×
	(略)								(略)			

改正案	現行
(記載上の注意) 1~3 (略) <u>4</u> <u>遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤 謬 の</u> <u>訂正をした場合にあつては、繰越利益剰余金(当期首残高)に対する影響額を注記すること。</u>	(記載上の注意) 1~3 (略) (新設)

4 会社役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏名又は名称(生年月 日又は設立年月日及び 住所)	略歴又は沿革	所有自社株式数	備考
			株	
計	名			

(記載上の注意)

- 1・2 (略)
- <u>3</u> 「所有自社株式数」欄は、銀行が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ご との数を記載すること。
- 5 株主の状況

氏名又は名称	所 有 株 式 数	割合
	千株	%
その他の株主(名)		
計 (名)		100

(記載上の注意)

所有株式数の多い順に30名を記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権 を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、銀行が二以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る 議決権の個数の多い順に30名を併せて記載すること。

 $6 \sim 13$ (略)

第2 第 期末(年 月 日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金 額	科目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

別紙様式第3号(第18条第2項関係)

(日本工業規格A4)

(略)

現行

 第 期 (
 年 月 日から)
 事業概況書

 $1 \sim 3$ (略)

4 会社役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏名又は名称(生年月 日又は設立年月日及び 住所)	略歴又は沿革	所有自社株式数	備考
			株	
計	名			

(記載上の注意)

1 • 2 (略)

(新設)

5 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合
	千株	%
その他の株主(名)		
計 (名)		100

(記載上の注意)

持株数の多い順に30名を記載すること。

 $6 \sim 13$ (略)

第2 第 期末(年 月 日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金 額	科目	金額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

改正案

- (3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2 第1項に規定する事項(ただし、同項第3号並びに第4号ロ及びハに掲げる事項について は、記載すべき事項が連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その 旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。)
- (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3 第1項に規定する事項(ただし、同項第2号に掲げる事項については、記載すべき事項が 連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、 当該事項の記載を要しない。)
- (5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則 第102条の4に規定する事項
- (6) 誤 の訂正 (会社計算規則第 2 条第 3 項第 64 号に規定する誤 認 の訂正をいう。以下 同じ。)を行つた場合には、誤 認 の訂正に関する同規則第 102 条の 5 に規定する事項 (7)~(24) (略)
- (25) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
- _____1株当たりの純資産額(銭単位)
- 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割 をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと 仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(<u>26</u>)~<u>(33)</u> (略)

 $2 \sim 6$ (略)

 第3
 第 期 (年 月 日から) 損益計算書

 年 月 日まで)

(単位:百万円)

科目	金額
(略)	(略)
その他の業務収益	x x x
その他経常収益	<u>x x x</u>
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	<u>x x x</u>
償 却 債 権 取 立 益	<u>x x x</u>
株 式 等 売 却 益	x x x
(略)	(略)
特 別 利 益	x x x
固定資産処分益	x x x
負 の の れ ん 発 生 益	x x x
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
金融商品取引責任準備金取崩額	× × ×
(略)	(略)

現行

- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
- 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- 表示方法を変更したときは、その内容

(新設)

(新設)

(新設)

(4)~(21) (略)

(22) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)

 $(23)\sim(30)$ (略) $2\sim6$ (略)

 第3
 第 期 (年 月 日から) 損益計算書

 年 月 日まで)

			Ħ	科		F							金		額			
					(略)									(略)				
		そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}	業	務	収	益	×	×	×						
	そ		\mathcal{O}	他	経	r) F	常	収	益	×	×	×						
				(新設))							(新設)				
				(新設)							(新設)				
		株	左	4	等	売		却	益	×	×	×						
					(略)									(略)				
4	寺		,	列		利			益							×	×	×
		固	定	資	直	E.	処	分	益	×	×	×						
		負	\mathcal{O}	\mathcal{O}	れ	λ	発	生	益	×	×	×						
		貸	倒	引	当	金	戻	入	益	×	×	×						
		償	却	債	格	É	取	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	益	×	×	×						
		金	融商品	品取	引責	任準	備	金取月	肖額	×	×	×						
					(略)									(略)				

改正案

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額 を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $5 \sim 7$ (略)

- 8 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割を した場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮 定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額を算定している旨
- 9 10 (略)

株主資本等変動計算書 第4 年 月 日まで /

(単位・百万円)

	(単位:日刀円)
科目	金額
株主資本	
資本金	
<u>当期首残高</u>	×××
当期変動額	
(略)	(略)
資本準備金	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
その他資本剰余金	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
資本剰余金合計	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
利益準備金	
当期首残高	×××

現行

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益 又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $5 \sim 7$ (略)

8 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額を銭単位で注記すること。

9 • 10 (略)

年 月 日から、 第4 株主資本等変動計算書 日まで

	(単位:百万円)
科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
資本準備金	
前期末残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
その他資本剰余金	
前期末残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
資本剰余金合計	
前期末残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
利益準備金	
前期末残高	×××

改正案		現行			
当期変動額		当期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		
××積立金		××積立金			
当期首残高	×××	前期末残高	×××		
当期変動額		当期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		
繰越利益剰余金		繰越利益剰余金			
当期首残高	×××	前期末残高	×××		
当期変動額		当期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		
利益剰余金合計		利益剰余金合計			
当期首残高	×××	前期末残高	×××		
当期変動額		当期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		
自己株式		自己株式			
当期首残高	×××	前期末残高	×××		
		当期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		
株主資本合計		株主資本合計			
当期首残高	×××	前期末残高	×××		
		当期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		
その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金			
当期首残高	×××	前期末残高	×××		
当期変動額		当期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		
繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益			
当期首残高	×××	前期末残高	×××		
当期変動額		当期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		
土地再評価差額金		土地再評価差額金			
当期首残高	×××	前期末残高	×××		
当期変動額		当期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		
評価・換算差額等合計	1.37	評価・換算差額等合計			
当期首残高	×××	前期末残高	×××		
当期変動額		当期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		

		改正案		
新株予約権				
当期首残高				×××
当期変動額				
	(略)		(略)	
純資産合計				
当期首残高				×××
当期変動額				
	(略)		(略)	

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、<u>当事業年度期首残高</u>、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、<u>当事業年度期首残高</u>、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

 $6 \sim 7$ (略)

8 <u>遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤認</u> の訂正をした場合にあつては、当期首残高に対する影響額を注記すること。

新株予約権	
前期末残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
純資産合計	
前期末残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)

現行

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、<u>前事業年度未残高</u>、事業年度中の変動額及び事業年度未残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、<u>前事業年度末残高</u>、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

 $6 \sim 7$ (略)

(新設)

(以下略)

(以下略)

改正案 **別紙様式第3号の2**(第18条第2項関係)
(略)
(略)
第1 第 期 (年 月 日から) 事業概況書
年 月 日まで)

 $1 \sim 3$ (略)

4 会社役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏名又は名称(生年月 日又は設立年月日及び 住所)	略歴又は沿革	所有自社株式数	備	考
			株		
計	名				

(記載上の注意)

- 1 2 (略)
- <u>3</u> 「所有自社株式数」欄は、銀行が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ご との数を記載すること。
- 5 株主の状況

氏名又は名称	所 有 株 式 数	割合
	千株	%
その他の株主(名)		
計 (名)		100

(記載上の注意)

所有株式数の多い順に30名を記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権 を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、銀行が二以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る 議決権の個数の多い順に30名を併せて記載すること。

 $6 \sim 14$ (略)

第2 第 期末(年 月 日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

(日本工業規格A4) **別紙様式第3号の2**(第18条第2項関係)

(日本工業規格A4)

(略)

現行

 第1
 第 期 (年 月 日から) 事業概況書

 $1 \sim 3$ (略)

4 会社役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏名又は名称(生年月 日又は設立年月日及び 住所)	略歴又は沿革	所有自社株式数	備考
			株	
計	名			

(記載上の注意)

1・2 (略)

(新設)

5 株主の状況

- 11		
氏名又は名称	所 有 株 式 数	割合
	千株	%
その他の株主(名)		
計 (名)		100

(記載上の注意)

持株数の多い順に30名を記載すること。

 $6 \sim 14$ (略)

第2 第 期末(年 月 日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金 額	科目	金額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

改正案

- (3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2 第1項に規定する事項(ただし、同項第3号並びに第4号ロ及びハに掲げる事項について は、記載すべき事項が連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その 旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。)
- (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第 102 条の 3 第 1 項に規定する事項 (ただし、同項第 2 号に掲げる事項については、記載すべき事項が連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。)
- (5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規 則第102条の4に規定する事項
- (6) 誤 図 の 訂正 (会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤 図 の 訂正をいう。以下 同じ。) を行つた場合には、誤 図 の 訂正に関する同規則第102条の5に規定する事項 (7)~(24) (略)
- (25) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
- ___ 1株当たりの純資産額(銭単位)
- 型行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

目までん

<u>(26)</u>~<u>(33)</u> (略)

 $2 \sim 6$ (略)

第3 第 期 年 月 日から 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
(略)	(略)
その他の業務収益	× × ×
その他経常収益	x x x
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	x x x
償却債権取立益	x x x
株 式 等 売 却 益	× × ×
(略)	(略)
特 別 利 益	x x x
固 定 資 産 処 分 益	× × ×
負 の の れ ん 発 生 益	× × ×
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
金融商品取引責任準備金取崩額	× × ×
(略)	(略)

現行

- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
- 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- 表示方法を変更したときは、その内容

(新設)

(新設)

(新設)

(4)~(21) (略)

(22) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)

 $(23)\sim(30)$ (略) $2\sim6$ (略)

 第3
 第 期 (年 月 日から) 損益計算書

 年 月 日まで)

														1 1	• 🖂	// 1
		#	科		E							金	額			
				(略)								(略)				
	そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}	業	務	収	益	×	×	×					
そ	-	\mathcal{O}	他	経	乍	常	収	益	×	×	×					
			(新設)							(新設)				
			(新設)							(新設)				
	株	茳	<u>.</u> V	等	売		却	益	×	×	×					
				(略)								(略)				
特		5	列		利	J		益						×	×	×
	固	定	資	<u> </u>	É	処	分	益	×	×	×					
	負	\mathcal{O}	\mathcal{O}	れ	λ	発	生	益	×	×	×					
	貸	倒	引	当	金	戻	入	益	×	×	×					
	償	却	債	*	崔	取	<u>1</u>	益	×	×	×					
	金	融商占	品取	引責	任準	備金	金取月	崩額	×	×	×					
İ				(略)								(略)				

改正案

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額 を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $5 \sim 7$ (略)

- 8 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割を した場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮 定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額を算定している旨
- 9 10 (略)

第4 年 月 日まで /

(単位:百万円)

科目	金額
	721
資本金	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
資本準備金	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
その他資本剰余金	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
資本剰余金合計	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
利益準備金	
当期首残高	×××

現行

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益 又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $5 \sim 7$ (略)

8 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額を銭単位で注記すること。

9 • 10 (略)

第4 株主資本等変動計算書

	(単位:百万円)
科 目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
資本準備金	
前期末残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
その他資本剰余金	
前期末残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
資本剰余金合計	
前期末残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
利益準備金	
前期末残高	×××

改正案		現行	
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
××積立金		××積立金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
繰越利益剰余金		繰越利益剰余金	
当期首残高	×××	前期末残高	××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
利益剰余金合計		利益剰余金合計	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
自己株式		自己株式	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
株主資本合計	(84)	株主資本合計	(847)
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(昭各)	(略)	(略)
その他有価証券評価差額金	(MI)	その他有価証券評価差額金	(MI)
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当期変動額	^^^	当期変動額	^ ^ ^
コ州友助(略) (略)	(略)	(略)	(略)
繰延ヘッジ損益	(#日)	繰延ヘッジ損益	(平日)
当期首残高		前期末残高	
当期変動額	×××	当期変動額	×××
→ 対象期限 (略)	(略)	(略)	(略)
	(四分)		(四台)
土地再評価差額金		土地再評価差額金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当期変動額	(m+)	当期変動額	/mfe \
(略)	(略)	(略)	(略)
評価・換算差額等合計		評価・換算差額等合計	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)

	改正	案
新株予約権		
当期首残高		×××
当期変動額		
	(略)	(略)
純資産合計		
当期首残高		×××
当期変動額		
	(略)	(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、<u>当事業年度期首残高</u>、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、<u>当事業年度期首残高</u>、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

 $6 \sim 7$ (略)

8 <u>遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤認</u> の訂正をした場合にあつては、当期首残高に対する影響額を注記すること。

(以下略)

新株予約権	
前期末残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
純資産合計	
前期末残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)

現行

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、<u>前事業年度末残高</u>、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、<u>前事業年度未残高</u>、事業年度中の変動額及び事業年度未残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

 $6 \sim 7$ (略)

(新設)

(以下略)

その他の業務収益

(略)

(削除)

(削除)

別

定資産

特

売

処 分

負 の の れ ん 発 生 益 × × ×

益

益 x x x

	改正案			現	行	
川紙様式第4号 (第 18 条第 2 項関係)		(日本工業規格A4)	別紙様式第4号(第18条第2項	関係)		(日本工業規格A
	(略)			(田	各)	
第2 年	月 日現在 貸借対照表	(単位:百万円)	第 2	年 月	日現在 貸借対照	照表 (単位:百万F
科 目 金	額科目	金額	科目	金 額	科	1 金 名
(略) (断	各) (略)		(略)	(略)	(略)	
 (3) 会計方針の変更を行つた場合には2第1項に規定する事項 (4) 表示方法の変更を行つた場合には3第1項に規定する事項 (5) 会計上の見積りの変更を行つた場別第102条の4に規定する事項 	は、表示方法の変更に関する会社	土計算規則第 102 条の		は手続を変更した 影響の内容		<u>- しいものを病へ。)</u> 見の理由及び当該変更が
(6) 誤謬の訂正(会社計算規則第2章 同じ。)を行つた場合には、誤謬の (7)~(23) (略) 2~6 (略)			(新設) (<u>4)</u> ~(<u>20)</u> (略) 2~6 (略)			
第3 (年 月	1 相倫訂显書	()\(\frac{1}{2} \)	第3 (日から) 損益計算書日まで)	
科 目	金	(単位:百万円) 額	科目		金	(単位:百万 額

(略)

(削除)

(削除)

× × ×

	7	科		目							金		額			
			(略)									(略)				
そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}	業	務	収	益	×	×	×						
そ	\mathcal{O}	他	経	ൃ	封	収	益	×	×	×						
		(新設)								(新設)				
		(新設)								(新設)				
株	大	<u>.</u> 7	等	売		却	益	×	×	×						
			(略)									(略)				
特	5	別		利			益							×	×	×
固	定	資	直	Ē :	処	分	益	×	×	×						
負	\mathcal{O}	\mathcal{O}	れ	λ	発	生	益	×	×	×						
貸	倒	引	当	金	戻	入	益	×	×	×						
償	却	債	植	重 :	取	<u>1</u>	益	×	×	×						

	改正案	
金融商品取引責任準備金取崩額	x x x	
(略)	(略)	
当 期 純 利 益	x x x	当
(又 は 当 期 純 損 失)		(
繰越利益剰余金(当期首残高)	x x x	前
利 益 準 備 金 積 立 額	x x x	利
(略)	(略)	
/=- I/A	·	/

(記載上の注意)

1 • 2 (略)

3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>非経常的な</u>利益又は損失の金額 を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼ さないものは、経常利益又は経常費用に記載することができるものとする。

$4 \sim 7$ (略)

8 遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤認の 訂正をした場合にあつては、繰越利益剰余金(当期首残高)に対する影響額を注記すること。

 金融商品取引責任準備金取崩額 (略)
 (略)

 当期純利益 (本)
 (本)

 前期繰越利益 剰余金
 (略)

 利益準備金積立額 (略)
 (略)

現行

(記載上の注意)

- 1 2 (略)
- 3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>前期損益修正その他異常な</u>利益又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常利益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $4 \sim 7$ (略)

(新設)

負 の の れ ん 発 生 益 **× × ×**

(削除)

(削除)

		改正案									現行	亍				
 紙様式第4号の2	(第 18 条第 2 項関			(日	本工業規格	A4)	別紙様式	第4号の2	2(第 18 条第	第2項関係)					(日本工業	
		(略)									(略)				
	第 2	年 月 月	現在 貸借	対照表					第 2	年	月	日現在	貸借対照	照表		
			A1		(単位:百万						-Loren	II .	e d		(単位:	
科	<u> </u>	金額	<u>科</u>	目	金	額		科	<u>目</u>	金	額		科	目	金	額
	格)	(略)	(断	<u> </u>			/ 		(略)	(略)		(略)			
(記載上の注意)	~ \							战上の注意)								
1(1)・(2) (略	r) ŀの変更を行つた場	見合には 合乳士	弘の亦再に則。	ナス公共制質年	3 BU 答 109 名	久の			略) 組む亦再し。	た場合には、	炉を担り	ゴス市石 /	(重亜州の五	. 1 1. 1. 1. 7	のな殴!)	
	<u>の変更を行うた場</u> :規定する事項	毎日には、 <u>云</u> 司刀	可 の 多 史 に 関 う	タス江司 昇列	702 5	<u>术()</u>	7			こ場合には、 又は手続を変						
<u>2 77 1 - A (c</u>	-WLVE) O FE									る影響の内容	X UIC	C 614, C	<u>** 日、 </u>	CVZ		<u> </u>
								-		したときは、 <i>-</i>	その内容	卒				
(4) 表示方法	の変更を行つた場	場合には、表示方	法の変更に関っ	する会社計算規	見則第 102 纟	条の	(新	<u></u> <u></u> 設)	V 12. C 200		_ , , , ,	-				
	規定する事項															
	見積りの変更を行		会計上の見積	りの変更に関う	する会社計算	算規	(新	設)								
	の4に規定する事			てゃか う												
(6) 誤謬の記	訂正(会社計算規)	則第2条第3項第	964 号に規定で	する誤 謬 の訂〕	正をいう。」	<u>以下</u>	(新	設)								
	行つた場合には、	誤謬の訂正に関	する同規則第	102 条の5に規	見定する事項	Ī										
$(7)\sim (23)$ (Fig.	各)						_	`	略)							
$2 \sim 6$ (略)							2 ~	~6 (略))							
	年 (年	F 月 日か	6 \ 18431	<i>★</i> →					## o	年		目から \	lu 2421 // ==			
	第3 (年	F 月 日ま	で) 損益計算	早書					第3 (ョまで丿 :	損益計算書			
					(単位:百7	万田)									(単位・	百万円
科	目		<u></u> 金			311)		和					金		額	<u>п</u> /313
- 11	(略)		<u>-::-</u>	(略)	•			-11	(略)	• •				路)	721	
その他	也の業務	収益 ××	×					その		務収	益 x	× ×	, ,	•		
	2 経 常 」						<u> </u>			常収						
	当金戻								(新設)				(新	(設)		
	債 権 取								(新設)				(新	設)		
株 式	等 売 去	却 益 × ×	×					株 式	等	· 却	益 ×	× ×				
	(略)			(略)					(略)				(#	佫)		

x x x

(削除)

(削除)

の の れ ん 発 生 益 × × ×

× × ×

	改正案	現行
金融商品取引責任準備金取崩額	i × × ×	金融商品取引責任準備金取崩額 × × ×
(略)	(略)	(略)
当 期 純 利 益	x x x	× 当 期 純 利 益
(又 は 当 期 純 損 失)		(又 は 当 期 純 損 失)
繰越利益剰余金(当期首残高)	_ x x x	前期繰越利益剰余金
利 益 準 備 金 積 立 額	x x x	× 利 益 準 備 金 積 立 額
(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

- 1 2 (略)
- 3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>非経常的な</u>利益又は損失の金額 を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼ さないものは、経常利益又は経常費用に記載することができるものとする。
- $4 \sim 7$ (略)
- 8 遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤認の 訂正をした場合にあつては、繰越利益剰余金(当期首残高)に対する影響額を注記すること

(記載上の注意)

1 • 2 (略)

3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>前期損益修正その他異常な</u>利益 又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に 重要な影響を及ぼさないものは、経常利益又は経常費用に記載することができるものとす る。

 \times \times \times

× × × ×

 $4 \sim 7$ (略)

(新設)

改正案

別紙様式第 5 号 (第 18 条第 3 項関係)
(略)
(第 中間連結財務諸表

1 (略)

2 (年 月 日現在)中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科	目	金	額	科	目	金	額
(略	5)	()	各)	(略	今)	(略	子)

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

- (3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第 102 条の 2第1項に規定する事項。この場合において、同項第4号ハ中「当該事業年度の翌事業 年度以降」とあるのは、「当該連結会計年度」と読み替えるものとする。(ただし、当該 中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計方針の変 更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計方針との間に相違がみられるときは、その旨を注記することで足りる。)
- (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第 102 条の 3 第 1 項に規定する事項
- (5) 会計上の見積りの変更を行った場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則第102条の4に規定する事項。この場合において、同条第3号中「当該事業年度の翌事業年度以降」とあるのは、「当該連結会計年度」と読み替えるものとする。
- (6) 誤 蓼 の訂正 (会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤 蓼 の訂正をいう。以下 同じ。) を行つた場合には、誤 謬 の訂正に関する同規則第102条の5に規定する事項 (7)~(13) (略)
- (14) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
- __ 1株当たりの純資産額(銭単位)
- 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併 合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の併 合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(15)~(20) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

別紙様式第5号(第18条第3項関係)

(日本工業規格A4)

(略)

現行

第2 中間連結財務諸表

1 (略)

2 (年 月 日現在)中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金 額	科目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

表示方法を変更したときは、その内容

(新設)

(新設)

(新設)

(4)~(10) (略)

(11) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)

 $(12) \sim (17)$ (略) $2 \sim 5$ (略)

改正案

(略)

(1) 中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
(略)	(略)

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合 又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合 又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

 $2 \sim 5$ (略)

(2) 中間連結包括利益計算書

(略)

中間連結損益及び包括利益計算書

(略)

(単位:百万円)

科目	金額
(略)	(略)

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合 又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合 又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

 $2 \sim 7$ (略)

目から∖ 中間連結株主資本等変動計算書 日まで

(単位:百万円)

			(
	科	金	額
株主資本			
資本金			
当期首残高			×××

(略)

(1) 中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科	目	金	額
(略)		(略	;)

現行

(記載上の注意)

1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純 利益金額を銭単位で注記すること。

 $2 \sim 5$ (略)

(2) 中間連結包括利益計算書

中間連結損益及び包括利益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
(略)	(略)

(記載上の注意)

1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純 利益金額を銭単位で注記すること。

 $2 \sim 7$ (略)

中間連結株主資本等変動計算書 日までん

	科	目	金	額
株主資本				
資本金				
前期末残高				×××

改正案		現行			
当中間期変動額		当中間期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		
資本剰余金		資本剰余金			
当期首残高	×××	前期末残高	×××		
当中間期変動額		当中間期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		
利益剰余金		利益剰余金			
当期首残高	×××	前期末残高	×××		
当中間期変動額		当中間期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		
自己株式		自己株式			
当期首残高	×××	前期末残高	×××		
当中間期変動額		当中間期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		
株主資本合計		株主資本合計			
当期首残高	×××	前期末残高	×××		
		当中間期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		
その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金	V.A.		
当期首残高	×××	前期末残高	×××		
当中間期変動額		当中間期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		
繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益			
当期首残高	×××	前期末残高	×××		
当中間期変動額		当中間期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		
土地再評価差額金	(17)	土地再評価差額金	V 67		
当期首残高	×××	前期末残高	×××		
当中間期変動額		当中間期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		
為替換算調整勘定	(17)	為替換算調整勘定	V 67		
当期首残高	×××	前期末残高	×××		
当中間期変動額		当中間期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		
その他の包括利益累計額合計	V-B7	その他の包括利益累計額合計	V-H7		
当期首残高	×××	前期末残高	×××		
当中間期変動額		当中間期変動額			
(略)	(略)	(略)	(略)		

(以下略)

改正案		現行	
新株予約権		新株予約権	
当期首残高	×××		×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
少数株主持分		少数株主持分	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
吨資産合計		純資産合計	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
(記載上の注意) 1~3 (略) 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてを、 <u>当連結会計年度期首残高</u> 、中間連結会計期間中の変に区分して記載することができる。この場合には、科目こと。 5・6 (略) 7 遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定 訂正をした場合にあつては、当期首残高に対する影響	変動額及び中間連結会計期間末残高 目ごとのそれぞれの金額を注記する する遡及適用をいう。)又は誤 謬 の	(記載上の注意) 1~3 (略) 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載を、 <u>前連結会計年度末残高</u> 、中間連結会計期間区分して記載することができる。この場合にはと。 5・6 (略) (新設)	中の変動額及び中間連結会計期間末残高

(以下略)

	改正	案		現行
別紙様式第 5 号の 2 (第 18 条第 4 項	〔関係) (略		業規格A4)	別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4) (略)
1 (略)	第2 連	結財務諸表		第 2 連結財務諸表 1 (略)
2 (年 月	日現在)連結貸借対照表 (単	单位:百万円)_	2 (年 月 日現在)連結貸借対照表 (単位:百万円)
科目	金額	科目	金 額	科 目 金額 科目 金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略) (略) (略)
3 第1項に規定する事項 (5) 会計上の見積りの変更を 則第102条の4に規定する (6) 誤認の訂正(会社計算 同じ。)を行つた場合には (7)~(19) (略) (20) 次に掲げる1株当たり情 1株当たりの純資産額 銀行が当該連結会計年 式の分割をした場合には 分割をしたと仮定して1	を行つた場合に 5 事項 規則第2条第3 、誤 謬 の訂正 情報に関する事項 (銭単位) 度又は当該連絡 、その旨及び当	吉会計年度の末日後において株式の 該連結会計年度の期首に株式の併名	5会社計算規 という。以下 する事項)併合又は株	務諸表に与えている影響の内容 表示方法を変更したときは、その内容 (新設) (新設) (新設) (4)~(16) (略) (17) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)
	∃から) 連結打 ∃まで)	貴益計算書及び連結包括利益計算書		(略) 2~7 (略) 3 (年 月 日から) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 年 月 日まで) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 (略) (1) 連結損益計算書

改正案

(単位:百万円) (略) (略) その他業務 収 益 x x x その他経常収 益 貸倒引当金戻入益 x x x 償 却 債 権 取 立 益 × × × その他の経常収 x x x 経 常 用 \times \times \times (略) (略) 特 別 利 \times \times 固定資産処分益 × × × 負 の の れ ん 発 生 益 (削除) (削除) (削除) (削除) そ の 他 の 特 別 利 益 x x x

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額(銭単位)

(略)

- (2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式 の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分 割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整 後1株当たり当期純利益金額を算定している旨
- 2 3 (略)
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>非経常的な</u>利益又は損失の金額 を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5 • 6 (略)

(2) 連結包括利益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
(略)	(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、 各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一 現行

(単位:百万円)

													(+-	11/4 •	$\Box D$	1 1/
		禾	斗		E	1						金	額			
				(略)								(略)				
そ	. (の	他	業	蕦	簩	収	益	×	×	×					
そ		の	他	経	ř	常	収	益	×	×	×					
			(新設)							(新設)				
			(新設)							(新設)				
			(新設)							(新設)				
経		/ <u>1</u>	常		費	ŧ		用						×	×	×
				(略)								(略)				
特		5	训		利	IJ		益						×	×	×
	固	定	資	產	Ē	処	分	益	×	×	×					
	負	\mathcal{O}	\mathcal{O}	れ	λ	発	生	益	×	×	×					
	貸	倒	引	当	金	戻	入	益	×	×	×					
	償	却	債	棺	筐	取	<u> </u>	益	×	×	×					
	そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}	特	別	利	益	×	×	×					
				(略)								(略)				

(記載上の注意)

1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額を銭単位で注記すること。

2 • 3 (略)

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>前期損益修正その他異常な</u>利益 又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5 • 6 (略)

(2) 連結包括利益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
(略)	(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、 各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一

改正案

括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内 訳項目別の税効果の金額を注記すること。

5 当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその 他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ご とに注記すること。この注記は、上記4の注記と併せて記載することができる。

連結損益及び包括利益計算書

(略)

(単位:百万円)

														())		П /J	1 4/
		7	科		E	1						金		額			
				(略)									(略)				
そ		\mathcal{O}	他	業	Ž	簩	収	益	×	×	×						
<u>そ</u>	-	\mathcal{O}	他	経	ŕ	常	収	益	×	×	×						
	貸	倒	引	当	金	戻	入	益	×	×	×						
	償	却	債	棺	É	取	立	益	×	×	×						
	そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}	経	常	収	益	×	×	×						
経		,	常		費	ŧ		用							×	×	×
				(略)									(略)				
特		ı	引		禾	ij		益							×	×	×
	固	定	資	產	=	処	分	益	×	×	×						
	負	\mathcal{O}	\mathcal{O}	れ	λ	発	生	益	×	×	×						
			()	削除)									(削除)				
			()	削除)									(削除)				
	そ	0)	他	\mathcal{O}	特	別	利	益	×	×	×						
				(略)									(略)				

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨
- 9.3 (胶
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>非経常的な</u>利益又は損失の金額 を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $5 \sim 7$ (略)

8 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、

現行

括して加減する方法で記載することができる。

(新設)

連結損益及び包括利益計算書

(略)

(単位:百万円)

														()	<u>-</u>	П /Л	1 4/
		禾	斗		目							金		額			
				(略)								(略	<u>{</u>)				
Ž	5	の	他	業	彩	务	収	益	×	×	×						
ž	5	の	他	経	ൃ		収	益	×	×	×						
			(新設	()							(新記	党)				
			(新設	()							(新記	殳)				
			(新設	()							(新記	殳)				
経		/† [常		費	,		用							×	×	×
				(略)								(⊮	<u>{</u>)				
特		5	31]		利			益							×	×	×
	固	定	資	產	Ē :	処	分	益	×	×	×						
	負	\mathcal{O}	\mathcal{O}	れ	λ	発	生	益	×	×	×						
	貸	倒	引	当	金	戻	入	益	×	×	×						
	償	却	債	村	雀	取	<u>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>	益	×	×	×						
	そ	0)	他	0)	特	別	利	益	×	×	×						
				(略)								(町	5)				

(記載上の注意)

1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。

2 • 3 (略)

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>前期損益修正その他異常な</u>利益 又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $5 \sim 7$ (略)

8 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、

改正案

各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内 訳項目別の税効果の金額を注記すること。

9 当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその 他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ご とに注記すること。この注記は、上記8の注記と併せて記載することができる。

(単位:百万円)

	(単位:日万円)
科 目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
資本剰余金	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
利益剰余金	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
自己株式	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
株主資本合計	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	×××

現行

各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

(新設)

	(単位:百万円)
科 目	金額	
株主資本		
資本金		
前期末残高	××	>
当期変動額		
(略)	(略)	
資本剰余金		
前期末残高	××	:
当期変動額		
(略)	(略)	
利益剰余金		
前期末残高	××	
当期変動額		
(略)	(略)	
自己株式		
前期末残高	××	
当期変動額		
(略)	(略)	
株主資本合計		
前期末残高	××	
当期変動額		
(略)	(略)	
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	××	_
当期変動額		
(略)	(略)	
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	××	;

改正案	
当期変動額	
(略)	(略)
土地再評価差額金	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
為替換算調整勘定	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
新株予約権	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
少数株主持分	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
純資産合計	
当期首残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額 を、<u>当連結会計年度期首残高</u>、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して 記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5・6 (略)

7 <u>遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。) 又は誤 謬 の</u> 訂正をした場合にあつては、当期首残高に対する影響額を注記すること。

前期末残高 $\times \times \times$ 当期変動額 (略) (略) その他の包括利益累計額合計 前期末残高 $\times \times \times$ 当期変動額 (略) (略) 新株予約権 前期末残高 $\times \times \times$ 当期変動額 (略) (略) 少数株主持分 前期末残高 $\times \times \times$ 当期変動額 (略) (略) 純資産合計 前期末残高 $\times \times \times$

現行

(略)

(略)

(略)

 $\times \times \times$

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

当期変動額

当期変動額

土地再評価差額金前期末残高

当期変動額

為替換算調整勘定

(略)

(略)

(略)

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額 を、<u>前連結会計年度末残高</u>、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 • 6 (略)

(新設)

(以下略)

(以下略)

改正案 現行 別紙様式第6号(第19条第1項及び第6項関係) 別紙様式第6号(第19条第1項及び第6項関係) 第 1 期中 決 算 公 告 第 1 第 期中 決 算 (略) (略) 中間貸借対照表(年 月 日現在) 中間貸借対照表(年 月 日現在) (単位:百万円) (単位:百万円) Ħ 金 額 科 目 金額

 科目
 金額
 科目
 金額

 (略)
 (略)
 (略)

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

- (3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2第1項に規定する事項。この場合において、同項第4号ハ中「当該事業年度の翌事業年度以降」とあるのは、「当該事業年度」と読み替えるものとする。(ただし、当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計方針の変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計方針との間に相違がみられるときは、その旨を注記することで足りる。また、同項第3号並びに第4号ロ及びハに掲げる事項については、記載すべき事項が中間連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。)
- (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3 第1項に規定する事項(ただし、同項第2号に掲げる事項については、記載すべき事項が 中間連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するとき は、当該事項の記載を要しない。)
- (5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則 第102条の4に規定する事項。この場合において、同条第3号中「当該事業年度の翌事業 年度以降」とあるのは、「当該事業年度」と読み替えるものとする。
- (6) 誤 ® の訂正を行つた場合には、誤 ® の訂正に関する会社計算規則第 102 条の 5 に規定する事項

 $(7)\sim(15)$ (略)

- (16) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。)
 - __ 1株当たりの純資産額(銭単位)
 - 銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(17)~(23) (略)

2 · 3 (略)

(記載上の注意) 1(1)・(2) (略)

(略)

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

(略)

会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

(略)

(略)

表示方法を変更したときは、その内容

(新設)

(新設)

(新設)

(<u>4)</u>~<u>(12)</u> (略)

(13) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は記載を省略することができる。)

 $(14)\sim(20)$ (略) $2 \cdot 3$ (略)

改正案 現行 月 日から 日から 中間損益計算書 中間損益計算書 日までん 目まで (単位:百万円) (単位:百万円) 科 目 金 額 科 目 金 額 (略) (略) (記載上の注意) (記載上の注意) $1 \sim 3$ (略) $1 \sim 3$ (略) 4 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。 4 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純 (1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間 利益金額を銭単位で注記すること。 純利益金額 (銭単位) (2) 銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式 の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の 分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調 整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨 第2 期中 間 決 算 公 告(要旨) 第2 間 決 算 公 告(要旨) (略) (略) 中間貸借対照表(年 月 日現在) 中間貸借対照表(年 月 日現在) (単位:百万円又は億円) (単位:百万円又は億円) 科 目 科 金 額 目 金 額 科 金 額 目 科 目 金 額 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (記載上の注意) (記載上の注意) 1(1)~(5) (略) $1(1)\sim(5)$ (略) (6) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している (6) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。ただし、中間連結貸借対照表を作成し 場合は、記載を省略することができる。) ている場合は記載を省略することができる。) ____1株当たりの純資産額(銭単位) <u>銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株</u> 式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の 分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨 (7) (略) (7)(略) (略) (略) 目から 目から

日までん

目までん

			改正案					現行			
				(単位:百万円又は億円)						(単位:百万円又は何	意円)
	科	目	金	額		科	I		金	額	
		(略)				(略)				
(†	記載上の注意)				(記載	載上の注意)					
=	1 1株当たり	青報に関する次の事項	[を注記すること <u>。</u>		1 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純						
	(1) 1株当た)の中間純利益金額又	スは中間純損失金額及び潜	在株式調整後1株当たり中間	<u>₹</u>	引益金額を銭単	単位で注記すること	0			
	純利益金額	(銭単位)									
	<u>(2)</u> 銀行が当記	亥中間会計期間又は当	4該中間会計期間の末日後	において株式の併合又は株式							
	の分割をして	た場合には、その旨並	位びに当該中間会計期間の	期首に株式の併合又は株式の							
	分割をした。	と仮定して1株当たり	の中間純利益金額又は中	間純損失金額及び潜在株式調							
	整後1株当7	とり中間純利益金額を	<u>・算定している旨</u>								
2	(略)				2	(略)					

改正案 現行 別紙様式第6号の2(第19条第1項及び第6項関係) 別紙様式第6号の2 (第19条第1項及び第6項関係) 第 1 中 間 決 算 公 告 第 1 第 期 中 間 決 算 (略) (略) 中間貸借対照表(年 月 日現在) 中間貸借対照表(年 月 日現在)

(単位:百万円)

			•
科目	金額	科目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

- (3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2第1項に規定する事項。この場合において、同項第4号ハ中「当該事業年度の翌事業年度以降」とあるのは、「当該事業年度」と読み替えるものとする。(ただし、当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計方針の変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計方針との間に相違がみられるときは、その旨を注記することで足りる。また、同項第3号並びに第4号ロ及びハに掲げる事項については、記載すべき事項が中間連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。)
- (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3 第1項に規定する事項(ただし、同項第2号に掲げる事項については、記載すべき事項が 中間連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するとき は、当該事項の記載を要しない。)
- (5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則 第102条の4に規定する事項。この場合において、同条第3号中「当該事業年度の翌事業 年度以降」とあるのは、「当該事業年度」と読み替えるものとする。
- (6) 誤 ® の訂正を行つた場合には、誤 ® の訂正に関する会社計算規則第 102 条の 5 に規定する事項

(7)~(15) (略)

- (16) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。)
 - __ 1株当たりの純資産額(銭単位)
- 銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(17)~(23) (略)

2 · 3 (略)

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

(略)

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

金 額

(略)

会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

科

(略)

目

(単位:百万円)

金額

(略)

表示方法を変更したときは、その内容

Ħ

(新設)

(新設)

(新設)

(<u>4)</u>~<u>(12)</u> (略)

(13) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は記載を省略することができる。)

 $(14) \sim (20)$ (略) $2 \cdot 3$ (略)

改正案 現行 月 日から 日から 中間損益計算書 中間損益計算書 日までん 目まで (単位:百万円) (単位:百万円) 科 目 金 額 科 目 金 額 (略) (略) (記載上の注意) (記載上の注意) $1 \sim 3$ (略) $1 \sim 3$ (略) 4 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。 4 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純 (1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間 利益金額を銭単位で注記すること。 純利益金額 (銭単位) (2) 銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式 の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の 分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調 整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨 第2 期中 間 決 算 公 告(要旨) 第2 間 決 算 公 告(要旨) (略) (略) 中間貸借対照表(年 月 日現在) 中間貸借対照表(年 月 日現在) (単位:百万円又は億円) (単位:百万円又は億円) 科 目 科 金 額 目 金 額 科 金 額 目 科 目 金 額 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (記載上の注意) (記載上の注意) 1(1)~(5) (略) $1(1)\sim(5)$ (略) (6) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している (6) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。ただし、中間連結貸借対照表を作成し 場合は、記載を省略することができる。) ている場合は記載を省略することができる。) ___ 1株当たりの純資産額(銭単位) <u>銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株</u> 式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の 分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨 (7) (略) (7)(略) (略) (略) 2 目から 目から 中間損益計算書 目までん 日までん

	改正案			現行	
	(単位:百万円又は億円)				(単位:百万円又は億円)
科目	金額	科	B	金	額
(略)		(略	()		
(記載上の注意)		(記載上の注意)		•	
1 1株当たり情報に関する次の事項	を注記すること。	<u>1</u> 1株当たりの	中間純利益金額又	は中間純損失金額及び潜在株	式調整後1株当たり中間純
(1) 1株当たりの中間純利益金額又	ては中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間	利益金額を銭単位	立で注記すること。	<u> </u>	
純利益金額(銭単位)					
	4該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式				
	びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の				
	の中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調				
整後1株当たり中間純利益金額を	算定している旨	(176)			
2 (略)		2 (略)			

改正案 現行 別紙様式第6号の3 (第19条第1項及び第6項関係) 別紙様式第6号の3 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 決 算 公 告 第 1 第 決 算 公 告 (略) (略) 貸借対照表(日現在) 貸借対照表(年 月 日現在) 年 月 (単位:百万円) (単位:百万円) 科 目 金 額 科 目 金 額 科 金額 目 金 額 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (記載上の注意) (記載上の注意) 1(1) • (2) (略) 1(1) • (2) (略) (3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2 (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。) 第1項に規定する事項(ただし、同項第3号並びに第4号ロ及びハに掲げる事項について 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財 は、記載すべき事項が連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その 務諸表に与えている影響の内容 表示方法を変更したときは、その内容 旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。) (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3 (新設) 第1項に規定する事項(ただし、同項第2号に掲げる事項については、記載すべき事項が 連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、 当該事項の記載を要しない。) (5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則 (新設) 第102条の4に規定する事項 (6) 誤 謬 の訂正を行つた場合には、誤 謬 の訂正に関する会社計算規則第 102 条の 5 に規定 (新設) する事項 (7)~(24) (略) (4)~(21) (略) (25) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項 (2) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。) __ 1株当たりの純資産額(銭単位) __ 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割 をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと 仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨 (26)~(34) (略) (23)~(31) (略) $2 \sim 6$ (略) $2 \sim 6$ (略)

改正案 年 月 日から 損益計算書 目までん

(単位:百万円)

		科		目		
			(略)			
	そ	\mathcal{O}	他の	業	务 収	益
<u> </u>	- O) 1	他 経	常	収	益
	貸	倒	引 当	金月	灵 入	益
	償	却	債 棺	重 取	立	益
	株	式	等	売	却	益
			(略)			
特		別、	J	利		益
	固	定	資 産	€ 処	分	益
	負	\mathcal{O}	のれ	ん 多	~ 生	益
			(削除))		
			(削除))		
	金融	唐商品	取引責	任準備	金取角	崩額
			(略)			

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額 を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $5 \sim 7$ (略)

- 8 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (銭単位)
- (2) 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割を した場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと 仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額を算定している旨
- 9 10 (略)

年 月 日から 損益計算書 年 月 日まで /

現行

(単位:百万円)

	科目
	(略)
	その他の業務収益
<u> </u>	の 他 経 常 収 益
	(新設)
	(新設)
	株 式 等 売 却 益
	(略)
特	別利益
	固 定 資 産 処 分 益
	負ののれん発生益
	貸倒引当金戻入益
	償 却 債 権 取 立 益
	金融商品取引責任準備金取崩額
	(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益 又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $5 \sim 7$ (略)

8 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額を銭単位で注記すること。

9 • 10 (略)

改正案 現行 第2 決 算 公 告(要旨) 第2 第 期 決 算 公 告(要旨) (略) (略) 貸借対照表(貸借対照表(年 月 日現在) 年 月 日現在) (単位:百万円又は億円) (単位:百万円又は億円) 金額 科 目 目 金 額 科 目 金額 科 金 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (記載上の注意) (記載上の注意) 1(1)~(6) (略) $1(1)\sim(6)$ (略) (7) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。) (7) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項 __ 1株当たりの純資産額(銭単位) 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割 をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと 仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨 (8) (略) (略) (略) (略) 年 月 日から 年 月 日から \ (単位:百万円又は億円) (単位:百万円又は億円) 科 目 金 額 科 目 金 額 (略) (略) (記載上の注意) (記載上の注意) 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。 1 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純 (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期 利益金額を銭単位で注記すること。 純利益金額(銭単位) (2) 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割を した場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと 仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額を算定している旨 2 (略) 2 (略)

改正案 現行 別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係) 別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 決 算 公 第 1 第 決 算 公 告 (略) (略) 貸借対照表(日現在) 貸借対照表(年 月 日現在) 年 月 (単位:百万円) (単位:百万円) 科 目 金 額 科 目 金 額 科 金額 目 金 額 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (記載上の注意) (記載上の注意) 1(1) • (2) (略) 1(1) • (2) (略) (3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2 (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。) 第1項に規定する事項(ただし、同項第3号並びに第4号ロ及びハに掲げる事項について 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財 は、記載すべき事項が連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その 務諸表に与えている影響の内容 表示方法を変更したときは、その内容 旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。) (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第 102 条の (新設) 3 第 1 項に規定する事項(ただし、同項第 2 号に掲げる事項については、記載すべき事 項が連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記すると きは、当該事項の記載を要しない。) (5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規 (新設) 則第102条の4に規定する事項 (6) 誤 謬 の訂正を行つた場合には、誤 謬 の訂正に関する会社計算規則第 102 条の5に規 (新設) 定する事項 (7)~(24) (略) (4)~(21) (略) (25) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項 (2) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。) __ 1株当たりの純資産額(銭単位) __ 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割 をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと 仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨 (26)~(34) (略) (23)~(31) (略) $2 \sim 6$ (略) $2 \sim 6$ (略)

改正案 年 月 日から 損益計算書 日までん

(単位:百万円)

		科		目		
			(略)			
	そ	0	他の	業務	5 収	益
<u> </u>	- O) {	也 経	常	収	益
	貸	倒	引当	金原	入	益
	償	却	債 梢	重 取	<u>1</u>	益
	株	式	等	売	却	益
			(略)			
特		別		利		益
	固	定	資 産	€ 処	分	益
	負	0	のれ	ん発	生生	益
			(削除))		
			(削除))		
金融商品取引責任準備金取崩額						
			(略)			

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額 を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $5 \sim 7$ (略)

- 8 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割を した場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと 仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額を算定している旨
- 9 10 (略)

年 月 日から 損益計算書 年 月 日まで

現行

(単位:百万円)

		(平位・口/
	科目	金額
	(略)	
	その他の業務収益	Ė.
<u>そ</u>	の 他 経 常 収 益	<u>.</u>
	(新設)	
	(新設)	
	株 式 等 売 却 益	Ē
	(略)	
特	別和益	Ē
	固 定 資 産 処 分 益	Ē.
	負 の の れ ん 発 生 益	Ē
	貸倒引当金戻入益	
	償 却 債 権 取 立 益	
	金融商品取引責任準備金取崩額	ĺ
	(略)	

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益 又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $5 \sim 7$ (略)

8 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額を銭単位で注記すること。

9 • 10 (略)

改正案 現行 第2 決 算 公 告(要旨) 第2 第 期 決 算 公 告(要旨) (略) (略) 貸借対照表(貸借対照表(年 月 日現在) 年 月 日現在) (単位:百万円又は億円) (単位:百万円又は億円) 金額 科 目 目 金 額 科 目 金額 科 金 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (記載上の注意) (記載上の注意) 1(1)~(6) (略) $1(1)\sim(6)$ (略) (7) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。) (7) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項 __ 1株当たりの純資産額(銭単位) 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割 をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと 仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨 (8) (略) (略) (略) (略) 年 月 日から 年 月 日から \ (単位:百万円又は億円) (単位:百万円又は億円) 科 目 金 額 科 目 金 額 (略) (略) (記載上の注意) (記載上の注意) 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。 1 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純 (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期 利益金額を銭単位で注記すること。 純利益金額(銭単位) (2) 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割を した場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと 仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額を算定している旨 2 (略) 2 (略)

金積

(略)

<u>\frac{1}{1}</u>

改正案 現行 別紙様式第7号 (第19条第1項及び第6項関係) 別紙様式第7号 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 中 第1 第 期中 (略) (略) 中間貸借対照表(月 日現在) 中間貸借対照表(年 年 月 日現在) (単位:百万円) (単位:百万円) Ħ 金 額 Ħ 金 額 科 Ħ 金 額 科 目 金 額 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (記載上の注意) (記載上の注意) 1(1) • (2) (略) 1(1) • (2) (略) (3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2 (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。) 第1項に規定する事項。この場合において、同項第4号ハ中「当該事業年度の翌事業年度 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間会計期間の直前の事業年度に係る 以降」とあるのは、「当該事業年度」と読み替えるものとする。(ただし、当該中間会計期 財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間 間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計方針の変更が行われており、当該中 会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続 間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計方針との間に相違が との間に相違がみられるときを含む。) は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸 みられるときは、その旨を注記することで足りる。) 表に与えている影響の内容 表示方法を変更したときは、その内容 (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3 (新設) 第1項に規定する事項 (5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則 (新設) 第102条の4に規定する事項。この場合において、同条第3号中「当該事業年度の翌事業 年度以降」とあるのは、「当該事業年度」と読み替えるものとする。 (6) 誤 謬 の訂正 (会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤 謬 の訂正をいう。以下 (新設) 同じ。)を行つた場合には、誤謬の訂正に関する同規則第102条の5に規定する事項 <u>(7)</u>~<u>(</u>18) (略) (4)~(15) (略) 2 • 3 (略) 2 • 3 (略) 月 日から 目から 中間損益計算書 日まで (単位:百万円) (単位:百万円) 科 金 額 目 科 Ħ 金 額 (略) (略) (又 は 中 間 純 損 失) (又は中間純損失) 繰越利益剰余金(当期首残高)

金

(略)

改正案	現行
(記載上の注意) 1~3 (略) <u>4</u> <u>遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤認の</u> <u>訂正をした場合にあつては、繰越利益剰余金(当期首残高)に対する影響額を注記すること。</u>	(記載上の注意) 1~3 (略) (新設)
(以下略)	(以下略)

(略)

改正案 現行 別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係) 別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係) 第 1 中 第1 第 中 決 (略) (略) 中間貸借対照表(年 月 日現在) 中間貸借対照表(年 月 日現在) (単位:百万円) (単位:百万円) Ħ 金 額 Ħ 金 額 科 Ħ 金 額 科 目 金 額 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (記載上の注意) (記載上の注意) 1(1) • (2) (略) 1(1) • (2) (略) (3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2 (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。) 第1項に規定する事項。この場合において、同項第4号ハ中「当該事業年度の翌事業年度 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間会計期間の直前の事業年度に係る 以降」とあるのは、「当該事業年度」と読み替えるものとする。(ただし、当該中間会計期 財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間 間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計方針の変更が行われており、当該中 会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続 間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計方針との間に相違が との間に相違がみられるときを含む。) は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸 みられるときは、その旨を注記することで足りる。) 表に与えている影響の内容 表示方法を変更したときは、その内容 (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3 (新設) 第1項に規定する事項 (5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則 (新設) 第102条の4に規定する事項。この場合において、同条第3号中「当該事業年度の翌事業 年度以降」とあるのは、「当該事業年度」と読み替えるものとする。 (6) 誤謬の訂正(会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬の訂正をいう。以下 (新設) 同じ。)を行つた場合には、誤謬の訂正に関する同規則第102条の5に規定する事項 <u>(7)</u>~<u>(</u>18) (略) (4)~(15) (略) 2 • 3 (略) 2 • 3 (略) 月 日から 目から 中間損益計算書 目まで (単位:百万円) (単位:百万円) 科 金 額 目 科 Ħ 金 額 (略) (略) (又 は 中 間 純 損 失) (又は中間純損失) 繰越利益剰余金(当期首残高) 金積 <u>\frac{1}{1}</u> 金

(略)

改正案	現行
(記載上の注意) 1~3 (略) <u>4</u> <u>遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤認の</u> <u>訂正をした場合にあつては、繰越利益剰余金(当期首残高)に対する影響額を注記すること。</u>	(記載上の注意) 1~3 (略) (新設)
(以下略)	(以下略)

負ののれん発生益

改正案	現行
引紙様式第7号の3 (第 19 条第1項及び第6項関係)	別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)
第1 第 期 決 算 公 告	第1 第 期 決 算 公 告
(略)	(既各)
貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)	貸借対照表 (年月日現在) (単位:百万円
科 目 金額 科目 金額	科 目 金額 科目 金額
(略) (略)	(略) (略) (略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (1) • (2) (略)	1(1) • (2) (略)
(3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第 102 条の 2	(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
第1項に規定する事項	会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務
	諸表に与えている影響の内容
	<u>表示方法を変更したときは、その内容</u>
(4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3	(新設)
第1項に規定する事項	(+n=n)
(5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則 第 102 条の4に規定する事項	(新設)
(6) 誤謬の訂正(会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤認の訂正をいう。以下	(新設)
同じ。) を行つた場合には、誤 謬 の訂正に関する同規則第 102 条の 5 に規定する事項	(村) [X)
<u> 「つった。」 を </u>	(4)~(20) (略)
$2\sim 6$ (略)	2~6 (略)
損益計算書(年月日から) 年月日まで)	損益計算書 (年月日から) 年月日まで
年月日までノ	年月日まで
(単位:百万円)	(単位:百万F
科 目 金 額	<u> </u>
(略)	(略)
その他の業務収益	その他の業務収益
その他経常収益 貸倒引当金戻入益	<u>その他経常収益</u> (新設)
<u>員</u>	(新設)
株式等売却益	株式等売却益
(略)	(略)
特別和益	特別利益
固定資産処分益	固定資産処分益

負ののれん発生益

改正案

(削除)
(削除)
金融商品取引責任準備金取崩額
(略)
当 期 純 利 益
(又 は 当 期 純 損 失)
繰越利益剰余金(当期首残高)
利 益 準 備 金 積 立 額
(略)

(記載上の注意)

1 • 2 (略)

3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>非経常的な</u>利益又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $4 \sim 7$ (略)

8 <u>遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤</u> <u>一部のできまれては、繰越利益剰余金(当期首残高)に対する影響額を注記すること。</u>

(以下略)

 貸 倒 引 当 金 戻 入 益

 償 却 債 権 取 立 益

 金融商品取引責任準備金取崩額

 (略)

 当 期 純 利 益

 (又は 当 期 純 損 失)

 前 期 繰 越 利 益 剰 余 金

 利 益 準 備 金 積 立 額

 (略)

現行

(記載上の注意)

1 • 2 (略)

3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>前期損益修正その他異常な</u>利益 又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に 重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとす る。

 $4 \sim 7$ (略)

(新設)

(以下略)

	改正案	2				<u>.</u>	
	1項及び第6項関係))		 別紙様式第7号の4 (第 19 条第	1項及び第6項関係	(5)	
第1	第期	決 算 公 告		第1	第期	決 算 公 告	
	(略)				(略)		
貸付	昔対照表(年	月 日現在) ((単位:百万円)	貸付	昔対照表(年	月 日現在)	(単位:百万円)
科目	金 額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(記載上の注意)				(記載上の注意)	<u> </u>		
1(1)・(2) (略)				1(1)・(2) (略)			
(3) 会計方針の変更を行っ	た場合には、会計方	分針の変更に関する会社計算規則	則第 102 条の 2	(3) 会計方針を変更した場	場合には、次に掲げ	る事項(重要性の乏しいもの)を除く。)
第1項に規定する事項				会計処理の原則又に	は手続を変更したと	きは、その旨、変更の理由及	び当該変更が財務
				諸表に与えている影響	響の内容		
				表示方法を変更した	たときは、その内容		
	た場合には、表示方	法の変更に関する会社計算規則	則第 102 条の 3	(新設)			
第1項に規定する事項							
		会計上の見積りの変更に関する	る会社計算規則	(新設)			
第 102 条の 4 に規定する	<u>) 事垻</u>	びゅう					
(6) <u>誤 謬 の訂正(会社計</u>	算規則第2条第3項§	第 64 号に規定する誤謬の訂	正をいう。以下	(新設)			
	は、誤 謬 の訂正に関	引する同規則第 102 条の 5 に規治	定する事項	(1) (1)			
$(7)\sim(23)$ (略)				(<u>4</u>)~ <u>(20)</u> (略)			
$2 \sim 6$ (略)				$2\sim6$ (略)			
	損益計算書(年 月 日から) 年 月 日まで)			損益計算書(年 月 日から 年 月 日まで	
			(単位:百万円)				(単位:百万円)
科目		金額		科目		金	額
(略)				(略)			
その他の業績	务 収 益			その他の業績	务 収 益		
その他経常	収益			その他経常	収益		
貸倒引当金原	<u> </u>			(新設)			
償 却 債 権 取				(新設)			
株式等売	却 益			株式等売	却 益		
(略)				(略)			
特 別 利	益			特别利	益		
固定資産処				固定資産処			
負ののれん多	ř 生 益			負ののれん多	発 生 益		

改正案

(削除)
(削除)
金融商品取引責任準備金取崩額
その他の特別利益
(略)
当期純利益人会(当期)を
(以は当期・純損失)
繰越利益利金金(当期)が表別
利益準備金積立額
(略)

(記載上の注意)

1 • 2 (略)

3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>非経常的な</u>利益又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $4 \sim 7$ (略)

8 遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤認の 訂正をした場合にあつては、繰越利益剰余金(当期首残高)に対する影響額を注記すること。

(以下略)

 貸倒引当金戻入益

 償却債権取立益

 金融商品取引責任準備金取崩額

 その他の特別利益

 当期純類失う

 対対機超利益剰余金

 利益額

 対対機超利益剰余金

 利益額

 (略)

(記載上の注意)

1 • 2 (略)

3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>前期損益修正その他異常な</u>利益 又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に 重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとす る。

現行

 $4 \sim 7$ (略)

(新設)

(以下略)

別紙様式第8号(第19条第2項及び第6項関係)

第1 第 期 中間決算公告

改正案

(略)

中間連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円)

		())	
科目	金額	科目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1 (略)

2(1) • (2) (略)

- (3) 会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第 102 条の 2 第 1 項に規定する事項。この場合において、同項第 4 号ハ中「当該事業年度の翌事業 年度以降」とあるのは、「当該連結会計年度」と読み替えるものとする。(ただし、当該 中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計方針の変 更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計方針との間に相違がみられるときは、その旨を注記することで足りる。)
- (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第 102 条の 3 第 1 項に規定する事項
- (5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則第102条の4に規定する事項。この場合において、同条第3号中「当該事業年度の翌事業年度以降」とあるのは、「当該連結会計年度」と読み替えるものとする。
- (6) 誤 蓼 の訂正を行つた場合には、誤 謬 の訂正に関する会社計算規則第 102 条の 5 に規 定する事項

(7)~(13) (略)

- (14) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
- 1株当たりの純資産額(銭単位)
- <u>銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の</u>併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(15)~(21) (略)

 $3 \sim 6$ (略)

中間連結損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで /

(単位:百万円)

別紙様式第8号(第19条第2項及び第6項関係)

第1 第 期 中間決算公告

現行

(略)

中間連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1 (略)

2(1) • (2) (略)

- ③ 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
 - 表示方法を変更したときは、その内容

(新設)

(新設)

(新設)

(4)~(10) (略)

(11) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)

 $(12) \sim (18)$ (略) $3 \sim 6$ (略)

(単位:百万円)

	i	改正案	
科	目	金	額
(略	;)		

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
 - (1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間 純利益金額(銭単位)
 - (2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合 又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合 又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

 $2 \sim 6$ (略)

中間連結損益及び包括利益計算書 (年月日から年月日まで)

(略)

(単位:百万円)

科	目	金	額
(附	各)		

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
 - (1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間 純利益金額(銭単位)
 - (2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合 又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合 又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

 $2 \sim 6$ (略)

第2 第 期 中間決算公告(要旨)

(略)

中間連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
科目	金 額	科目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1(1)~(5) (略)

(6) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項

		元11		
科	目	金	額	
(略	<i>1)</i>			

珀行

(記載上の注意)

1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。

 $2 \sim 6$ (略)

(略)

(単位:百万円)

			(1 🖾 : 🛮 / 4 4/
科	目	金	額
(略	<u>(</u>)		

(記載上の注意)

1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。

 $2 \sim 6$ (略)

第2 第 期 中間決算公告(要旨)

(略)

中間連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

科目	金額	科目	金額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1(1)~(5) (略)

(6) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)

改正案

____1株当たりの純資産額(銭単位)

銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併 合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の併 合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

<u>(7)</u> (略)

2 (略)

(単位:百万円又は億円)

			*
科		金	額
()	略)		

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
 - (1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間 純利益金額(銭単位)
 - (2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合 又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合 又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨
- 2 · 3 (略)

中間連結損益及び包括利益計算書 (年月日から年月日から)

(単位:百万円又は億円)

科	目	金	額
(附	(本)		

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
 - (1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間 純利益金額(銭単位)
 - (2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合 又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合 又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨
- 2 · 3 (略)

現行

(<u>7)</u> (略) 2 (略)

中間連結損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで)

(単位:百万円又は億円)

			() =
科		金	額
	(略)		

(記載上の注意)

1 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。

2 · 3 (略)

中間連結損益及び包括利益計算書 (年月日から 年月日まで)

(単位:百万円又は億円)

科	I	金	額
()	咯)		

(記載上の注意)

1 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。

2 · 3 (略)

の 他 経 常 収

改正案 現行 別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係) 別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係) 第 1 第 決 算 公 告 第 1 第 期 決 算 公 告 (略) (略) 連結貸借対照表(年 月 日現在) 連結貸借対照表 (年月日現在) (単位:百万円) (単位:百万円) 科 目 金 額 Ħ 金 額 目 金 額 金 額 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (記載上の注意) (記載上の注意) 1 (略) 1 (略) 2(1) • (2) (略) 2(1) • (2) (略) (3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2 (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。) 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財 第1項に規定する事項 務諸表に与えている影響の内容 表示方法を変更したときは、その内容 (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3 (新設) 第1項に規定する事項 (5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則 (新設) 第102条の4に規定する事項 (新設) (6) 誤謬の訂正を行つた場合には、誤謬の訂正に関する会社計算規則第102条の5に規定 する事項 <u>(7)</u>~<u>(19)</u> (略) (<u>4</u>)~<u>(16)</u> (略) (20) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項 (17) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。) __ 1株当たりの純資産額(銭単位) <u>銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度</u>の末日後において株式の併合又は株 式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の 分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨 (21)~(27) (略) (18)~(24) (略) 3~8 (略) 3~8 (略) 年 月 日から 目から∖ 日まで 日まで / (単位:百万円) (単位:百万円) 目 Ħ (略) (略) の他業務収益 その他業務収益

の他

経常

 貸 倒 引 当 金 戻 入 益

 償 却 債 権 取 立 益

 そ の 他 の 経 常 収 益

 経
 常 費 用

 (略)

 特 別 利 益

 固 定 資 産 処 分 益

 負 の の れ ん 発 生 益

 (削除)

 (削除)

 (削除)

 で の 他 の 特 別 利 益

 (略)

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨
- 2·3 (略)
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>非経常的な</u>利益又は損失の金額 を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $5 \sim 7$ (略)

連結損益及び包括利益計算書 (年月日から年月日から) 年月日まで)

(単位:百万円)

		1	악		目		
-				(略)			
	そ	\mathcal{O}	他	業	務	収	益
	そ	\mathcal{O}	他	経	常	収	益
		貸 倒	引	当	金戻	入	益
	, -	償 去	[] 信	〔 権	取	<u>1</u>	益
		その	他	\mathcal{O}	経常	収	益
	経		常		費		用

現行
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
経 常 費 用
(略)
特 別 利 益
固 定 資 産 処 分 益
負 の の れ ん 発 生 益
負 倒 引 当 金 戻 入 益
償 却 債 権 取 立 益
そ の 他 の 特 別 利 益
(略)

(記載上の注意)

1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。

2 · 3 (略)

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>前期損益修正その他異常な</u>利益 又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $5 \sim 7$ (略)

連結損益及び包括利益計算書 (年月日から) 年月日まで (略)

(単位:百万円)

	;	科		目		
			(略)			
そ	\mathcal{O}	他	業	務	収	益
そ	\mathcal{O}	他	経	常	収	益
		((新設)			
		((新設)			
		((新設)			
経		常		費		用

改正案

(略)
特別利益
固定資産処分益
負ののれん発生益
(削除)
(削除)
(削除)
その他の特別利益
(略)

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨
- 2 · 3 (略)
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>非経常的な</u>利益又は損失の金額 を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $5 \sim 7$ (略)

第2 第 期 決算公告(要旨)

(略)

連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

科目	金額	科目	金額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

- $1(1)\sim(6)$ (略)
- (7) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
- __ 1株当たりの純資産額(銭単位)
- 型行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(8) (略)

(略) 財 利 益 固定資産処分益 負ののれん発生益 貸倒引当金戻入益 償却債権取立益 その他の特別利益 (略)

(記載上の注意)

1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。

現行

2 • 3 (略)

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>前期損益修正その他異常な</u>利益 又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $5 \sim 7$ (略)

第2 第 期 決算公告(要旨)

(略)

連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

科目	金 額	科目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

 $1(1)\sim(6)$ (略)

(7) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)

(8) (略)

改正案 2 (略) (本社場 共 3 (本本) / 年 月 日から \

年 月 日まで /

(単位:百万円又は億円)

科		金	額
(昭	子)		

(記載上の注意)

1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。

連結損益計算書

- (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式 の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の 分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調 整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨
- 2 · 3 (略)

連結損益及び包括利益計算書 年 月 日から 年 月 日まで (略)

(単位:百万円又は億円)

科	目	金	額
(略	;)		

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨

2 • 3 (略)

2 (略)

 連結損益計算書
 年 月 日から 日まで

現行

(単位:百万円又は億円)

			() == : = / () () () ()
科	I	金	額
(H	各)		

(記載上の注意)

1 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。

2 · 3 (略)

連結損益及び包括利益計算書 年 月 日から 年 月 日まで が (略)

(単位:百万円又は億円)

科	目	金	額
(略	;)		

(記載上の注意)

1 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。

2 • 3 (略)

改正案

別紙様式第9号(第20条第1項関係)

- 1 当行の現況に関する事項
- (1) 事業の経過及び成果等

(記載上の注意)

1 • 2 (略)

- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1)企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別の情報又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント若しくは報告セグメント別)、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。
- (2) 財産及び損益の状況

〔銀行の状況について記載する場合〕

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 6$ (略)

- 7 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、 損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が遡及適用(会社計算規 則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。以下同じ。)又は誤認の訂正(同項第 64号に規定する誤認の訂正をいう。以下同じ。)その他の正当な理由により、当該事業年 度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なつている ときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。
- 8 1株当たりの当期純利益(又は1株当たりの当期純損失)は、当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合においては、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 4$ (略)

5 当該連結会計年度における過年度事項(当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が遡及適 用又は誤認の訂正その他の正当な理由により、当該連結会計年度より前の連結会計年度 別紙様式第9号(第20条第1項関係)

現行

- 1 当行の現況に関する事項
- (1) 事業の経過及び成果等

(記載上の注意)

1 • 2 (略)

- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1)企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント別)、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。
- (2) 財産及び損益の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 6$ (略)

7 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、 損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その 他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認 又は報告をしたものと異なつているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とするこ とを妨げない。

(新設)

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 4$ (略)

5 当該連結会計年度における過年度事項(当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方 改正案

に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過 年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

ロ 当行の財産及び指益の状況

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 6$ (略)

- 7 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、 損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が遡及適用又は誤認の 訂正その他の正当な理由により、当該事業年度より前の事業年度に係る定時株主総会にお いて承認又は報告をしたものと異なつているときは、修正後の過年度事項を反映した事項 とすることを妨げない。
- 8 1株当たりの当期純利益(又は1株当たりの当期純損失)は、当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合においては、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。
- (3) 使用人の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(略)

[企業集団の状況について記載する場合]

(略)

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 適宜欄を設け、銀行、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の 使用人数(就業者数で可)を<u>事業セグメント又は報告セグメント別</u>(複数の事業セグメン トを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の使用人数は記載を 要しない。
- 3 (略)
- (4) 営業所等の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(略)

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 銀行業

ロ・・・事業

(記載上の注意)

1 • 2 (略)

3 銀行業以外のその他の事業の記載にあたつては、適宜項目(ロ、ハ、ニ等)を設け、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名及びその主要な

現行

針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度より前の事業年度に係る定時株主 総会において承認又は報告をしたものと異なつているときは、修正後の過年度事項を反映 した事項とすることを妨げない。

ロ 当行の財産及び損益の状況

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 6$ (略)

7 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、 損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その 他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認 又は報告をしたものと異なつているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

(新設)

(3) 使用人の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(略)

[企業集団の状況について記載する場合]

(略)

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 適宜欄を設け、銀行、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の 使用人数(就業者数で可)を<u>事業セグメント別</u>(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の使用人数は記載を要しない。
- 3 (略)
- (4) 営業所等の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(略)

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 銀行業

ロ・・・事業

(記載上の注意)

- 1 2 (略)
- 3 銀行業以外のその他の事業の記載にあたつては、適宜項目(ロ、ハ、ニ等)を設け、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名及びその主要

改正案 現行 営業所を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場 な営業所を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務 合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な営業所に 区分別) に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な営業所については、記載を ついては、記載を要しない。 要しない。 (5) 設備投資の状況 (5) 設備投資の状況 [銀行の状況について記載する場合] [銀行の状況について記載する場合] (略) (略) 〔企業集団の状況について記載する場合〕 〔企業集団の状況について記載する場合〕 (記載上の注意) (記載上の注意) 1 (略) 1 (略) 2 銀行並びに子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の設備投資の状 2 銀行並びに子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の設備投資の状 況を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合に 況を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別) は主要な業務区分別)に記載することとし、関連法人等の設備投資の状況については、記 に記載することとし、関連法人等の設備投資の状況については、記載を要しない。 載を要しない。 3 • 4 (略) 3 • 4 (略) (6) • (7) (略) (6) • (7) (略) (8) その他銀行の現況に関する重要な事項 (8) その他銀行の現況に関する重要な事項 (記載上の注意) (記載上の注意) 1 その他銀行の現況に関する重要な事項があるときは、その内容を記載すること。 1 その他銀行の現況に関する重要な事項を記載すること。 2 (略) 2 (略) (以下略) (以下略)

改正案

別紙様式第9号の2(第20条第1項関係)

第 期 (年 月 日から) 事業報告 年 月 日まで) 事業報告 (略)

- 1 当行の現況に関する事項
- (1) 事業の経過及び成果等

(記載上の注意)

1 • 2 (略)

- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1)企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント若しくは報告セグメント別)、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。
- (2) 財産及び損益の状況

〔銀行の状況について記載する場合〕

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 7$ (略)

- 8 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、 損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が遡及適用(会社計算規 則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。以下同じ。)又は誤謬の訂正(同項第 64号に規定する誤謬の訂正をいう。以下同じ。)その他の正当な理由により、当該事業年 度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なつている ときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。
- 9 1株当たりの当期純利益(又は1株当たりの当期純損失)は、当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合においては、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 4$ (略)

5 当該連結会計年度における過年度事項(当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が遡及適 用又は誤認の訂正その他の正当な理由により、当該連結会計年度より前の連結会計年度 別紙様式第9号の2 (第20条第1項関係)

 第
 期
 年
 月
 日から 日まで
 事業報告

 (略)

現行

- 1 当行の現況に関する事項
- (1) 事業の経過及び成果等

(記載上の注意)

1 • 2 (略)

- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1)企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント別)、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。
- (2) 財産及び損益の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 7$ (略)

8 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、 損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その 他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認 又は報告をしたものと異なつているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とするこ とを妨げない。

(新設)

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(略)

(記載上の注意)

 ~ 4 (略)

5 当該連結会計年度における過年度事項(当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方 針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度より前の事業年度に係る定時株主

改正案

に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なつているときは、修正後の過 年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

ロ 当行の財産及び損益の状況

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 7$ (略)

- 8 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、 損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が遡及適用又は誤認の 訂正その他の正当な理由により、当該事業年度より前の事業年度に係る定時株主総会にお いて承認又は報告をしたものと異なつているときは、修正後の過年度事項を反映した事項 とすることを妨げない。
- 9 1株当たりの当期純利益(又は1株当たりの当期純損失)は、当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合においては、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。
- (3) 使用人の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(略)

[企業集団の状況について記載する場合]

(略)

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 適宜欄を設け、銀行、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の 使用人数(就業者数で可)を<u>事業セグメント又は報告セグメント別</u>(複数の事業セグメン トを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の使用人数は記載を 要しない。
- 3 (略)
- (4) 営業所等の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(略)

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 銀行業

ロ・・・事業

(記載上の注意)

1 • 2 (略)

3 銀行業以外のその他の事業の記載にあたつては、適宜項目(ロ、ハ、ニ等)を設け、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名及びその主要な営業所を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な営業所については、記載を要しない。

現行

総会において承認又は報告をしたものと異なつているときは、修正後の過年度事項を反映 した事項とすることを妨げない。

ロ 当行の財産及び損益の状況

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 7$ (略)

8 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、 損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その 他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認 又は報告をしたものと異なつているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とするこ とを妨げない。

(新設)

(3) 使用人の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(略)

[企業集団の状況について記載する場合]

(略)

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 適宜欄を設け、銀行、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の 使用人数(就業者数で可)を<u>事業セグメント別</u>(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の使用人数は記載を要しない。
- 3 (略)
- (4) 営業所等の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(略)

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 銀行業

ロ・・・事業

(記載上の注意)

1 • 2 (略)

3 銀行業以外のその他の事業の記載にあたつては、適宜項目(ロ、ハ、ニ等)を設け、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名及びその主要な営業所を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な営業所については、記載を要しない。

改正案 現行 (5) 設備投資の状況 (5) 設備投資の状況 [銀行の状況について記載する場合] [銀行の状況について記載する場合] (略) (略) 〔企業集団の状況について記載する場合〕 〔企業集団の状況について記載する場合〕 (記載上の注意) (記載上の注意) 1 (略) 1 (略) 2 銀行並びに子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の設備投資の状 2 銀行並びに子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の設備投資の状 況を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合に 況を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別) は主要な業務区分別)に記載することとし、関連法人等の設備投資の状況については、記 に記載することとし、関連法人等の設備投資の状況については、記載を要しない。 載を要しない。 3 • 4 (略) 3 • 4 (略) (6) • (7) (略) (6) • (7) (略) (8) その他銀行の現況に関する重要な事項 (8) その他銀行の現況に関する重要な事項 (記載上の注意) (記載上の注意) 1 その他銀行の現況に関する重要な事項があるときは、その内容を記載すること。 1 その他銀行の現況に関する重要な事項を記載すること。 2 (略) 2 (略) (以下略) (以下略)

改正案	現行
別紙様式第 10 号 (第 20 条第 2 項関係)	別紙様式第 10 号 (第 20 条第 2 項関係)
第 期 (年 月 日から) 附属明細書 年 月 日まで)	第 期 年 月 日から) 附属明細書 年 月 日まで)
(略)	(略)
1 計算書類に関する事項	1 計算書類に関する事項
(1) (略)	(1) (略)
(2) 引当金	(2) 引当金
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略) 2 <u>当期首又は当期末に計上されている</u> 引当金(退職給付引当金を除く。)及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等第54条の3第1項に規定する準備金等(以下「引当金等」という。)について、各引当金等の設置目的ごとの科目の区分により設置すること。3・4 (略)	1 (略) 2 <u>前期末及び当期末貸借対照表に計上されている</u> 引当金(退職給付引当金を除く。)及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等第54条の3第1項に規定する準備金等(以下「引当金等」という。)について、各引当金等の設置目的ごとの科目の区分により設置すること。 3・4 (略)
(以下略)	(以下略)

改正案 別紙様式第11号(第34条の24第1項関係) (日本工業規格A4) (略) 中間事業概況書 第1 日まで $1 \sim 3$ (略) 4 株主の状況 氏名又は名称 所有株式数 割 合 千株 % その他の株主(名) 計 名) 100

(記載上の注意)

銀行持株会社の株主について、所有株式数の多い順に10名を記載し、会社法施行規則第67 条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載す ること。

ただし、銀行持株会社が二以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ご とに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株 式に係る議決権の個数の多い順に10名を併せて記載すること。

5 (略)

第2 中間連結財務諸表

(略)

期中 (年 月 日現在)中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

(3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第 102 条の 2第1項に規定する事項。この場合において、同項第4号ハ中「当該事業年度の翌事業 年度以降」とあるのは、「当該連結会計年度」と読み替えるものとする。(ただし、当該 中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計方針の変 更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財 務諸表作成上の会計方針との間に相違がみられるときは、その旨を注記することで足り る。)

(4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第 102 条の

別紙様式第11号(第34条の24第1項関係)

(日本工業規格A4)

(略)

現行

日から 中間事業概況書 日まで

 $1 \sim 3$ (略)

4 株主の状況

氏名又は名称	所 有 株 式 数	割合
	千株	%
その他の株主(名)		
計 (名)		100

(記載上の注意)

銀行持株会社の株主について、持株数の多い順に10名を記載すること。

(略) 5

中間連結財務諸表

(略)

期中 (年 月 日現在)中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金 額	科目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間連結会計期間の直前の連結会計 年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われ ており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作 成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変 更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- __ 表示方法を変更したときは、その内容

(新設)

改正案

3第1項に規定する事項

- (5) 会計上の見積りの変更を行った場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規 則第 102 条の4に規定する事項。この場合において、同条第3号中「当該事業年度の翌 事業年度以降」とあるのは、「当該連結会計年度」と読み替えるものとする。
- (6) 誤謬の訂正(会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬の訂正をいう。以下同じ。)を行つた場合には、誤謬の訂正に関する同規則第102条の5に規定する事項(7)~(13) (略)
- (14) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
- __ 1株当たりの純資産額(銭単位)
- 型行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

<u>(15)</u>~<u>(20)</u> (略)

 $2 \sim 6$ (略)

3 第 期中 (年 月 日から) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益 年 月 日まで) 計算書

(略)

(1) 中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
(略)	(略)

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

 $2 \sim 6$ (略)

(2) 中間連結包括利益計算書

(略)

中間連結損益及び包括利益計算書

(略)

(単位:百万円)

(mfr \	科目	金	額	
(時)	(略)			

(記載上の注意)

(新設)

(新設)

(4)~(10) (略)

(11) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)

<u>(12)</u>~<u>(17)</u> (略)

 $2 \sim 6$ (略)

3 第 期中 (年 月 日から) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益 年 月 日まで) 計算書

現行

(略)

(1) 中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額	
(略)	(略)	

(記載上の注意)

1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。

 $2 \sim 6$ (略)

(2) 中間連結包括利益計算書

(略)

中間連結損益及び包括利益計算書

(略)

(単位:百万円)

科目	金額
(略)	(略)

(記載上の注意)

改正案		現行	
1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。(1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金 純利益金額(銭単位)(2) 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該	ー 額及び潜在株式調整後1株当たり中間	1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額 利益金額を銭単位で注記すること。	及び潜在株式調整後1株当たり中間紅
式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株 株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株 失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益を 2~8 (略)	当たりの中間純利益金額又は中間純損	2~8 (略)	
第4 第 期中 (年 月 日か 年 月 日ま			から まで) 中間連結株主資本等変動計算: (単位:百万円)
科 目	金額	科目	金額
		₩ → 次 ↓	
株主資本		株主資本	
株主資本 資本金		資本金	
	×××		×××
資本金	×××	資本金	×××
資本金 <u>当期首残高</u>	××× (略)	資本金 <u>前期末残高</u>	x x x (略)
資本金 当期首残高 当中間期変動額		資本金 <u>前期末残高</u> 当中間期変動額	
資本金 当期首残高 当中間期変動額 (略)		資本金 前期末残高 当中間期変動額 (略)	
資本金 当期首残高 当中間期変動額 (略) 資本剰余金	(略)	資本金 前期末残高 当中間期変動額 (略) 資本剰余金	(略)

株主資本		株主資本	
資本金		資本金	
<u>当期首残高</u>	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
資本剰余金		資本剰余金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
利益剰余金		利益剰余金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
自己株式		自己株式	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
株主資本合計		株主資本合計	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益	

改正案	
<u>当期首残高</u>	××>
当中間期変動額	
(略)	(略)
土地再評価差額金	
<u>当期首残高</u>	×××
当中間期変動額	
(略)	(略)
為替換算調整勘定	
<u>当期首残高</u>	××:
当中間期変動額	
(略)	(略)
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	××:
当中間期変動額	
(略)	(略)
新株予約権	
<u>当期首残高</u>	××
当中間期変動額	
(略)	(略)
少数株主持分	
<u>当期首残高</u>	××:
当中間期変動額	
(略)	(略)
純資産合計	
<u>当期首残高</u>	××
当中間期変動額	
(略)	(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額 を、<u>当連結会計年度期首残高</u>、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高 に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5・6 (略)

7 <u>遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤認の</u> 訂正をした場合にあつては、当期首残高に対する影響額を注記すること。

前期末残高 $\times \times \times$ 当中間期変動額 (略) (略) 土地再評価差額金 前期末残高 $\times \times \times$ 当中間期変動額 (略) (略) 為替換算調整勘定 前期末残高 $\times \times \times$ 当中間期変動額 (略) (略) その他の包括利益累計額合計 前期末残高 $\times \times \times$ 当中間期変動額 (略) (略) 新株予約権 前期末残高 $\times \times \times$ 当中間期変動額 (略) (略) 少数株主持分 前期末残高 $\times \times \times$ 当中間期変動額 (略) (略) 純資産合計 前期末残高 $\times \times \times$ 当中間期変動額 (略) (略)

現行

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額 を、<u>前連結会計年度末残高</u>、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に 区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 • 6 (略)

(新設)

(以下略)

(以下略)

			改正案						現行		
別紙様式第 12 号 (第	5 34 条の 24 第 2	項関係)		(日本工業	类規格A4)	別紙様式第 12 号 (第	34 条の 24	第2項関係)		(日本工業	美規格A4
			(略)						(略)		
第1	第 期	自(年	F 月 日から F 月 日まで	1 事業概况書		第1	第	期(年	E 月 日から \ E 月 日まで /	事業概況書	
1~3 (略)						1~3 (略)					
	歴及び所有自社権	朱式				4 会社役員の略別	歴及び所有	自社株式			
	氏名又は名称	(生年月					1	名称(生年月			
役名及び職名	日又は設立年月 住所)	月日及び	略歴又は沿革	所有自社株式数	備考	役名及び職名	日又は設 住所)	立年月日及び	略歴又は沿革	所有自社株式数	備考
	,/			株			1/21/			株	
				·							
計		名				計		名			
(記載上の注意)		•				(記載上の注意)	•				•
1・2 (略)						1・2 (略)					
3 「所有自社	上株式数」欄は、	銀行持株会	会社が二以上の種類の)株式を発行している	5場合には、	(新設)					
種類ごとの数	女を記載すること	0									
5 株主の状況						5 株主の状況					
氏名又	は名称	-	所有株式数	割	合	氏名又	は名称	j	所有株式数	割	合
			千	株	%				千村	侏	%
その他の株当	主(名)					その他の株主	Ξ (名)			
計	(名)				100	計	(名)			100
(記載上の注意)	_					(記載上の注意)	_				
銀行持株会社	生の株主について	、所有株式	弋数の多い順に30名	を記載し、会社法施行	<u> </u>	銀行持株会社	上の株主に~	ついて、持株数の	り多い順に 30 名を記	載すること。	
条第1項の規定	定により議決権を	有しない。	こととなる株主につ	いては、欄外にその	旨を記載す						
<u>ること。</u>											
			の株式を発行してい								
·			とき又は議決権の有		は、所有株						
	権の個数の多い順	に30名を	併せて記載すること	<u> </u>							
$6 \sim 8$ (略)						6~8 (略)					
		late o)+/_L_n_l_z/c=#/					heter o	\\		
- (m/z-\		第2	連結財務諸表			- (m/z)		第 2	連結財務諸表		
1 (略)	0 /	F		/#- ± 1, 1177 ±		1 (略)	htte.	##I	□ □ 	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
	2 (年 月	日現在)連結貸		/ <u> </u>	$\frac{2}{2}$	第	期末(年	月 日現在)i	連結貸借対照表	/ -
				(単/	位:百万円)					(単位	位:百万日

	改正	案	
科目	金額	科目	金額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

- (3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第 102 条の 2 第 1 項に規定する事項
- (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第 102 条の 3 第 1 項に規定する事項
- (5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規 則第 102 条の 4 に規定する事項
- (6) 誤 の訂正 (会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤 認 の訂正をいう。以下 同じ。)を行った場合には、誤 認 の訂正に関する同規則第102条の5に規定する事項 (7)~(19) (略)
- ② 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
- ____1株当たりの純資産額 (銭単位)
- 型行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(<u>21)</u>~(<u>26)</u> (略)

 $2 \sim 8$ (略)

3 第 期 (年 月 日から) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(略)

(1) 連結損益計算書

(単位:百万円)

														\ I	1	П / У	1 4/	
		Ź	科		目							金		額				
				(略)									(略)					
そ		\mathcal{O}	他	業	彩	Ę	収	益	×	×	×							
<u>そ</u>		の	他	経	芹	ŕ	収	益	×	×	×							
	貸	倒	引	当	金	戻	入	益	×	×	×							
	償	却	債	棺	É.	取	<u> </u>	益	×	×	×							
	そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}	経	常	収	益	×	×	×							
経		,	常		費			用							×	×	×	
				(略)									(略)					

科目	金額	科目	金額
(略)	(略)	(略)	(略)

現行

(記載上の注意)

1(1) • (2) (略)

- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - __ 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財 務諸表に与えている影響の内容
 - <u>表示方法を変更したと</u>きは、その内容

(新設)

(新設)

(新設)

(4)~(16) (略)

(17) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)

<u>(18)</u>~<u>(23)</u> (略)

2~8 (略)

 3 第 期 (年 月 日から 年 月 日から 日まで)
 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(略)

(1) 連結損益計算書

(単位:百万円)

												(—	1-11-	ш / у	1 1/	
		科		目						金		額				
			(略)								(略)					
そ	\mathcal{O}	他	業	務	収	益	×	×	×							
そ	\mathcal{O}	他	経	常	収	益	×	×	×							
			(新設)								(新設)					
			(新設)								(新設)					
			(新設)								(新設)					
経		常		費		用							×	×	×	
			(略)								(略)					

									改正	案						
特		5	31)		禾	:[]		益					×	×	×	
	固	定	資	屋	Ē	処	分	益	×	×	×					
	負	\mathcal{O}	\mathcal{O}	れ	λ	発	生	益	×	×	×					
			(削除))							(削除)				
			(削除))							(削除)				
	そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}	特	別	利	益	×	×	×					
				(略)								(略)				

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合 又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又 は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜 在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨
- 2 · 3 (略)
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額 を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $5 \sim 7$ (略)

(2) 連結包括利益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
(略)	(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、 各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一 括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内 訳項目別の税効果の金額を注記すること。
- 5 当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその 他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ご とに注記すること。この注記は、上記4の注記と併せて記載することができる。

金

連結損益及び包括利益計算書

科

Ħ

(略)

(単位:百万円)

額

特		万	}i]		利	J		益					×	×	×	
	固	定	資	產	É	処	分	益	×	×	×					l
	負	\mathcal{O}	\mathcal{O}	れ	λ	発	生	益	×	×	×					l
	貸	倒	引	当	金	戻	入	益	×	×	×					l
	償	却	債	村	崔	取	<u>17</u>	益	×	×	×					l
	そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}	特	別	利	益	×	×	×					l
				(略)								(略)				l

現行

(記載上の注意)

1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額を銭単位で注記すること。

2 · 3 (略)

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益 又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $5 \sim 7$ (略)

(2) 連結包括利益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
(略)	(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、 各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一 括して加減する方法で記載することができる。

(新設)

連結損益及び包括利益計算書

(略)

		(単位:百万円)
科 目	金	額

									改正	案					
				(略)								(略)			
そ		の	他	業	矛	务	収	益	×	×	×				
そ		の	他	経	Ť	常	収	益	×	×	×				
	貸	倒	引	当	金	戻	入	益	×	×	×				
	償	却	債	t A	至	取	<u>17.</u>	益	×	×	×				
	そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}	経	常	収	益	×	×	×				
経		j. I	常		費	5		用					×	×	×
				(略)								(略)			
特		5	引		利	J		益					×	×	×
	固	定	資	產	Ē	処	分	益	×	×	×				
	負	\mathcal{O}	\mathcal{O}	れ	λ	発	生	益	×	×	×				
			(削除))							(削除)			
			(削除))							(削除)			
	そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}	特	別	利	益	×	×	×				
				(略)								(略)			

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合 又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又 は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜 在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨
- 2 3 (略)
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>非経常的な</u>利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $5 \sim 8$ (略)

- 9 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、 各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一 括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内 訳項目別の税効果の金額を注記すること。
- 10 当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記9の注記と併せて記載することができる。

									現行	•					
				(略)								(略)			
そ	. (カ	他	業	2	務	収	益	×	×	×				
そ	. (カ	他	経		常	収	益	×	×	×				
			(新設	()										
			(新設	()										
			(新設	()										
経		, 1	常		重	ŧ		用					×	×	×
				(略)								(略)			
特		5	引		禾	[]		益					×	×	×
	固	定	資	7	蘣	処	分	益	×	×	×				
	負	\mathcal{O}	\mathcal{O}	れ	λ	発	生	益	×	×	×				
	貸	倒	引	当	金	戻	入	益	×	×	×				
	償	却	債	柞	雀	取	<u> </u>	益	×	×	×				
	そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}	特	別	利	益	×	×	×				
				(略)								(略)			

(記載上の注意)

1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。

2 · 3 (略)

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>前期損益修正その他異常な</u>利益 又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5~8 (略)

9 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、 各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一 括して加減する方法で記載することができる。

(新設)

改正案		現行		
第4 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで	、 /	第4 第 期 (年 月 日か 年 月 日ま	理結体土貨本等変期計算書で	
科 目	(単位:百万円) 金 額	科 目	(単位:百万円) 金 額	
株主資本	TL HA	株主資本		
資本金		資本金		
当期首残高	×××	前期末残高	×××	
当期変動額		当期変動額		
(略)	(略)	(略)	(略)	
資本剰余金	(47)	資本剰余金	() H	
当期首残高	×××	前期末残高	×××	
当期変動額		当期変動額		
(略)	(略)	(略)	(略)	
利益剰余金		利益剰余金		
当期首残高	×××	前期末残高	×××	
当期変動額		当期変動額		
(略)	(略)	(略)	(略)	
自己株式		自己株式		
当期首残高	×××	前期末残高	×××	
		当期変動額		
(略)	(略)	(略)	(略)	
株主資本合計		株主資本合計		
当期首残高	×××	前期末残高	×××	
		当期変動額		
(略)	(略)	(略)	(略)	
その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金		
当期首残高	×××	前期末残高	×××	
当期変動額		当期変動額		
(略)	(略)	(略)	(略)	
繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益		
当期首残高	×××	前期末残高	×××	
当期変動額		当期変動額		
(略)	(略)	(略)	(略)	
土地再評価差額金		土地再評価差額金		
当期首残高	×××	前期末残高	×××	
当期変動額		当期変動額		

改正案	
(略)	(略)
為替換算調整勘定	
当期首残高	××>
当期変動額	
(略)	(略)
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	××
当期変動額	
(略)	(略)
新株予約権	
<u>当期首残高</u>	×××
当期変動額	
(略)	(略)
少数株主持分	
当期首残高	××
当期変動額	
(略)	(略)
純資産合計	
当期首残高	××
当期変動額	
(略)	(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額 を、<u>当連結会計年度期首残高</u>、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して 記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5・6 (略)

7 <u>遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤謬の</u> 訂正をした場合にあつては、当期首残高に対する影響額を注記すること。

(以下略)

2011	
(略)	(略)
為替換算調整勘定	
前期末残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
新株予約権	
前期末残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
少数株主持分	
前期末残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)
純資産合計	
前期末残高	×××
当期変動額	
(略)	(略)

現行

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額 を、<u>前連結会計年度末残高</u>、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 • 6 (略)

(新設)

(以下略)

別紙様式第13号(第34条の25第1項及び第4項関係)

第1 第 期 中間決算公告

改正案

(略)

中間連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1 (略)

2(1) • (2) (略)

- (3) 会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第 102 条の 2 第 1 項に規定する事項。この場合において、同項第 4 号ハ中「当該事業年度の翌事業年度以降」とあるのは、「当該連結会計年度」と読み替えるものとする。(ただし、当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計方針の変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計方針との間に相違がみられるときは、その旨を注記することで足りる。)
- (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第 102 条の 3 第 1 項に規定する事項
- (5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規 則第102条の4に規定する事項。この場合において、同条第3号中「当該事業年度の翌事 業年度以降」とあるのは、「当該連結会計年度」と読み替えるものとする。
- (6) 誤 謬 の訂正を行つた場合には、誤 謬 の訂正に関する会社計算規則第 102 条の 5 に規 定する事項

(7)~(13) (略)

- (14) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
- 1株当たりの純資産額(銭単位)
- 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において 株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に 株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(15)~(21) (略)

 $3 \sim 7$ (略)

中間連結損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで /

(単位:百万円)

別紙様式第13号(第34条の25第1項及び第4項関係)

第1 第 期 中間決算公告

現行

(略)

中間連結貸借対照表(年月日現在)

(単位:百万円)

科目	金 額	科目	金額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1 (略)

2(1) • (2) (略)

- ③ 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
 - 表示方法を変更したときは、その内容

(新設)

(新設)

(新設)

(4)~(10) (略)

(11) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)

 $(12) \sim (18)$ (略) $3 \sim 7$ (略)

中間連結損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで 日まで

(単位:百万円)

	į	改正案	
科	目	金	額
(略)			

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間 純利益金額 (銭単位)
- (2) 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株 式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に 株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損 失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

 $2 \sim 7$ (略)

目から 中間連結損益及び包括利益計算書 目までん

(単位:百万円)

科		金	額
(略)			

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株 式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に 株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損 失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

 $2 \sim 7$ (略)

第2 期 中間決算公告(要旨)

(略)

中間連結貸借対照表(年 月 日現在)

(単位:百万円又は億円)

科 目 金 額 科 金額 (略) (略) (略) (略)

(記載上の注意)

 $1(1)\sim(5)$ (略)

現行 科 目

(略)

金

額

(記載上の注意)

1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利 益金額を銭単位で注記すること。

 $2 \sim 7$ (略)

目から 中間連結損益及び包括利益計算書 日まで

(単位:百万円)

科	目	金	額
(略)			

(記載上の注意)

1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利 益金額を銭単位で注記すること。

 $2 \sim 7$ (略)

期 中間決算公告(要旨) 第2

(略)

中間連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

科 金額 科 金額 (略) (略) (略) (略)

(記載上の注意)

 $1(1)\sim(5)$ (略)

改正案

- (6) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
- __ 1株当たりの純資産額(銭単位)
- 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において 株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に 株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(7) (略)

2 · 3 (略)

(単位:百万円又は億円)

科	目	金	額
(略	(圣		

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

 $2 \sim 4$ (略)

中間連結損益及び包括利益計算書 (年月日から)年月日まで

(略)

(単位:百万円又は億円)

科	目	金	額
用)	各)		

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

 $2 \sim 4$ (略)

現行

(6) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)

<u>(7)</u> (略)

2 • 3 (略)

(単位:百万円又は億円)

科	目	金	額
(略	(})		

(記載上の注意)

1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。

 $2 \sim 4$ (略)

(単位:百万円又は億円)

科	目	金	額
()	格)		

(記載上の注意)

1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。

 $2 \sim 4$ (略)

その他経常収益

改正案 現行 別紙様式第13号の2 (第34条の25第1項及び第4項関係) 別紙様式第13号の2 (第34条の25 第1項及び第4項関係) 第 1 第 決 算 公 告 第 1 第 期 決算公告 (略) (略) 連結貸借対照表(年 月 日現在) 連結貸借対照表 (年月日現在) (単位:百万円) (単位:百万円) 科 目 金額 目 金 額 Ħ 金 額 金 額 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (記載上の注意) (記載上の注意) 1 (略) 1 (略) 2(1) • (2) (略) 2(1) • (2) (略) (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。) (3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第 102 条の 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財 2第1項に規定する事項 務諸表に与えている影響の内容 表示方法を変更したときは、その内容 (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第 102 条の (新設) 3第1項に規定する事項 (5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規 (新設) 則第102条の4に規定する事項 (6) 誤 謬 の訂正を行つた場合には、誤 謬 の訂正に関する会社計算規則第 102 条の5に規 (新設) 定する事項 (7)~(19) (略) (<u>4</u>)~<u>(16)</u> (略) 20 次に掲げる1株当たり情報に関する事項 (17) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。) __ 1株当たりの純資産額(銭単位) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併 合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又 は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨 (<u>21)</u>~(<u>27)</u> (略) (18)~(24) (略) $3 \sim 9$ (略) $3 \sim 9$ (略) 年 月 日から、 目から 年 月 日まで 日まで / (単位:百万円) (単位:百万円) 科 額 目 金 Ħ (略) (略) の 他 業 務 収 益 その他業務収益

の 他 経 常 収

	貸倒引当金	戻 入	益
	償 却 債 権	取 立	益
	その他の経	常収	益
経	常 費	,	用
	(略)		
特	別利		益
	固定資産	処 分	益
	負ののれん	発 生	益
	(削除)		
	(削除)		
	その他の特	別利	益
	(略)		

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合 又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又 は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜 在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨
- 2 · 3 (略)
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>非経常的な</u>利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5~8 (略)

連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から) 年 月 日まで)

(単位:百万円)

	#			目		
			(略)			
そ	\mathcal{O}	他	業	務	収	益
そ	0)	他	経	常	収	益
4	貸倒	引	当	金戻	入	益
<u>1</u>	賞去] 債	積	取	<u>1</u>	益
_	その	他	\mathcal{O}	経常	収	益
経		常		費		用

(記載上の注意)

1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。

2 · 3 (略)

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>前期損益修正その他異常な</u>利益 又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5~8 (略)

連結損益及び包括利益計算書 (年月日から) 年月日まで) (略)

(単位:百万円)

		科			目		
			(略)			
そ	<i>O</i> .) f	也	業	務	収	益
<u>そ</u>	· 0) f	也	経	常	収	益
	(新設)						
			(亲	折設)			
				折設)			
経		常			費		用

改正案

(略)
特別利益
固定資産処分益
負ののれん発生益
(削除)
(削除)
(削除)
その他の特別利益
(略)

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
- (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額(銭単位)
- (2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合 又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又 は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜 在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨
- 2 · 3 (略)
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>非経常的な</u>利益又は損失の金額 を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5~8 (略)

第2 第 期 決算公告(要旨)

(略)

連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

科目	金額	科目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

- $1(1)\sim(6)$ (略)
- (7) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
 - __ 1株当たりの純資産額(銭単位)
 - 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併 合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又 は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(8) (略)

(略) 別 利 益 固定資産処分益 負ののれん発生益 貸倒引当金戻入益 償却債権取立益 その他の特別利益 (略)

(記載上の注意)

1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。

現行

2 · 3 (略)

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>前期損益修正その他異常な</u>利益 又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5~8 (略)

第2 第 期 決算公告(要旨)

(略)

連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

科目	金 額	科目	金額
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

- $1(1)\sim(6)$ (略)
- (7) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)

(8) (略)

改正案 2・3 (略) 連結損益計算書 (年月日から 年月日まで)

(単位:百万円又は億円)

科	目	金	額
用)	各)		

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
 - (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額(銭単位)
 - (2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合 又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は 株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在 株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨
- $2 \sim 4$ (略)

連結損益及び包括利益計算書 年 月 日から 年 月 日まで /

(単位:百万円又は億円)

科	目	金	額
(略	ξ)		

(記載上の注意)

- 1 1株当たり情報に関する次の事項を注記すること。
 - (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額(銭単位)
 - (2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合 又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は 株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在 株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨

 $2 \sim 4$ (略)

2 · 3 (略)

 連結損益計算書
 年 月 日から 年 月 日まで

現行

(単位:百万円又は億円)

			() —
科	目	金	額
()	咯)		

(記載上の注意)

1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。

 $2 \sim 4$ (略)

連結損益及び包括利益計算書 年 月 日から 年 月 日まで が (略)

(単位:百万円又は億円)

科	I	金	額
(略	5)		

(記載上の注意)

1 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。

 $2 \sim 4$ (略)

改正案

別紙様式第14号 (第34条の28第1項関係)

第 期 (年 月 日から) 事業報告 年 月 日まで) 事業報告 (略)

- 1 当社の現況に関する事項
- (1) 事業の経過及び成果等

(記載上の注意)

1・2 (略)

- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1) 企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント若しくは報告セグメント別) 、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。
- (2) 財産及び損益の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、 損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が遡及適用(会社計算規 則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。以下同じ。)又は誤認の訂正(同項第 64号に規定する誤認の訂正をいう。以下同じ。)その他の正当な理由により、当該事業年 度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なつている ときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。
- 5 1株当たりの当期純利益(又は1株当たりの当期純損失)は、当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合においては、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。
- [企業集団の状況について記載する場合]
- イ 企業集団の財産及び損益の状況

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 4$ (略)

5 当該連結会計年度における過年度事項(当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が遡及適 用又は誤認の訂正その他の正当な理由により、当該連結会計年度より前の連結会計年度 別紙様式第14号(第34条の28第1項関係)

現行

- 1 当社の現況に関する事項
- (1) 事業の経過及び成果等

(記載上の注意)

1 • 2 (略)

- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1) 企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント別)、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。
- (2) 財産及び損益の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、 損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その 他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認 又は報告をしたものと異なつているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とするこ とを妨げない。

(新設)

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 4$ (略)

5 当該連結会計年度における過年度事項(当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方 改正案

に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過 年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、 損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が遡及適用又は誤認の 訂正その他の正当な理由により、当該事業年度より前の事業年度に係る定時株主総会にお いて承認又は報告をしたものと異なつているときは、修正後の過年度事項を反映した事項 とすることを妨げない。
- 5 1株当たりの当期純利益(又は1株当たりの当期純損失)は、当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合においては、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。
- (3) 使用人の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

(略)

[企業集団の状況について記載する場合]

(略)

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 適宜欄を設け、銀行持株会社、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の使用人数(就業者数で可)を<u>事業セグメント又は報告セグメント別</u>(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の使用人数は記載を要しない。
- 3 (略)
- (4) 事務所の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

(略)

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 銀行業

ロ・・・事業

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 銀行業以外のその他の事業の記載にあたつては、適宜項目(ロ、ハ、ニ等)を設け、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名及びその主要

現行

針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度より前の事業年度に係る定時株主 総会において承認又は報告をしたものと異なつているときは、修正後の過年度事項を反映 した事項とすることを妨げない。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、 損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その 他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認 又は報告をしたものと異なつているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

(新設)

(3) 使用人の状況

〔銀行持株会社の状況について記載する場合〕

(略)

[企業集団の状況について記載する場合]

(略)

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 適宜欄を設け、銀行持株会社、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の使用人数(就業者数で可)を<u>事業セグメント別</u>(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の使用人数は記載を要しない。
- 3 (略)
- (4) 事務所の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

(略)

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 銀行業

ロ・・・事業

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 銀行業以外のその他の事業の記載にあたつては、適宜項目(ロ、ハ、ニ等)を設け、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名及びその主要

な営業所を<u>事業セグメント又は報告セグメント別</u>(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な営業所については、記載を要しない。

改正案

(5) 設備投資の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

(略)

〔企業集団の状況について記載する場合〕

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 銀行持株会社並びに子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の設備 投資の状況を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない 場合には主要な業務区分別)に記載することとし、関連法人等の設備投資の状況については、 記載を要しない。

3 • 4 (略)

 $(6)\sim(8)$ (略)

- (9) その他銀行持株会社の現況に関する重要な事項 (記載上の注意)
 - 1 その他銀行持株会社の現況に関する重要な事項があるときは、その内容を記載すること。

2 (略)

(以下略)

現行

な営業所を<u>事業セグメント別</u>(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な営業所については、記載を要しない。

(5) 設備投資の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

(略)

〔企業集団の状況について記載する場合〕

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 銀行持株会社並びに子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の設備 投資の状況を<u>事業セグメント別</u>(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務 区分別)に記載することとし、関連法人等の設備投資の状況については、記載を要しない。

3 • 4 (略)

(6)~(8) (略)

(9) その他銀行持株会社の現況に関する重要な事項 (記載上の注意)

1 その他銀行持株会社の現況に関する重要な事項を記載すること。

2 (略)

(以下略)

改正案	現行
別紙様式第 15 号 (第 34 条の 28 第 2 項関係)	別紙様式第 15 号 (第 34 条の 28 第 2 項関係)
第 期 (年 月 日から) 附属明細書 年 月 日まで)	第 期 (年 月 日から) 附属明細書 年 月 日まで)
(略)	(略)
1 計算書類に関する事項 (1) (略) (2) 引当金 (略) (記載上の注意) 1 計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。 2 当期首又は当期末に計上されている引当金(退職給付引当金を除く。)及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等第54条の3第1項に規定する準備金等(以下「引当金等」という。)について、各引当金等の設置目的ごとの科目の区分により設置すること。 3 「当期減少額」欄のうち「目的使用」欄には、各引当金の設置目的である支出の事実の発生があつたことによる取崩額を記載すること。 4 「当期減少額」欄のうち「その他」欄には目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。	 1 計算書類に関する事項 (1) (略) (2) 引当金 (略) (記載上の注意) 計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。
(以下略)	(以下略)